

令和元年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年 9月9日 (月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和元年 9月9日 (月) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和元年 9月9日 (月) 午後 3時18分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第57号	鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第58号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第59号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第60号	鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第61号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第62号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第63号	鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第64号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第65号	鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第66号	鴻巣市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第67号	鴻巣市吹上福祉活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第68号	鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第69号	鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第70号	鴻巣市文化センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第71号	鴻巣市映画館条例の一部を改正する条例	原案可決
第72号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第90号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決

第92号	令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第94号	平成30年度鴻巣市一般会計決算認定のうち、本委員会に付託された部分	認定
第97号	平成30年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	永野 和美	教育部長	佐藤 康夫
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども応援課長	鳥沢 保行	教育部副部長	
こども応援課副参事	久保田明子	兼教育総務課長	岡田 和弘
子育て支援課長	伊藤 正一	中学校給食センター所長	谷 広明
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	伊藤 和代
		教育部副部長	
		兼学務課長	大島 進
(健康福祉部)		学務課副参事	棚澤 大輔
健康福祉部長	田口千恵子	学校支援課長	上岡 勝
健康づくり部副部長	細野 兼弘	学校支援課副参事	池田 耕司
福祉課長	川畷 利徳	スポーツ課長	竹井 豊
障がい福祉課長	新井 隆司		
障がい福祉課副参事	新島 政博		
健康福祉部参事			
兼健康づくり課長	清水 恵子	吹上支所副支所長	大澤 昌弘
介護保険課長	福島 光一	川里支所副支所長	神田 英昭

書 記 森田 慎三  
松岡 佐織

(開議 午前9時02分)

(委員長) これより開会いたします。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) おはようございます。ちょっと今私ども停電する場所なのですからけれども、それ原因って何かわかっているのですか。まだわかっていないのでしょうか。なぜうちの馬室とかが。特にないのですか。わかっているのですか。

(教育部長) 今のところ原因のほうは聞いておりません。

(橋本) はい、済みません。かなり長い停電で困っているのですけれども。

それでは、歳入のほうから。53ページの上から、保育課の国際幼児教育・保育事業者調査協力謝金と書いてあるのですけれども、これはどのようなことをしたのか、それを教えていただきたいと思います。

(保育課長) この調査なのですけれども、幼児教育施設勤務環境や研修など、資質、能力の向上に関する状況等について国際比較を行うことで、各国の政策分析や改善につなげるOECD国際幼児教育・保育従事者調査の調査となっております。各国との、要は政策分析や改善につなげるための調査となっております。

以上です。

(橋本) その調査結果というのは後でまたフィードバックとか来て、何かに参考になるのでしょうか。

(保育課長) 結果については、今のところまだ私たちの手元には届いておりません。

以上です。

(橋本) それでは、55ページの一番最後の中学生海外派遣個人負担金8万円というのは、これ今までずっと同じ金額だったのか、またこれで、やはりどうしてもお金が用意できないという方とか、そういう方々に対しての何か配慮とか、そういうのがあるのか、ちょっとお伺いいたしま

す。

（学校支援課長）個人負担金につきましては、1人8万円ほど負担をしていただいております。近年この8万円という金額は変わっておりません。また、負担につきましては、あらかじめ保護者のほうにまた負担ということは伝えてありますので、特にここにつきましては何か補助をするとかということは行っておりません。

（橋本）これ1人当たり経費という、1人当たるかかる費用というのは幾らで、そのうちの個人負担が8万円なのか、それだけ教えていただけますか。

（学校支援課長）個人負担が8万円です。1人当たりにかかる費用ですが、例年燃油サーチャージ等が変わる関係です。毎年この値段ということは明確にはありませんけれども、1人当たりですが、大体生徒につきましては二十四、五万ぐらいが金額となります。

（橋本）そうすると、十五、六万が市で負担するということですか。

（学校支援課長）はい、そのようになります。

（橋本）前1回質問したのですけれども、例えばオーストラリア遠いので、もうちょっと、アジアとか近い場所、全て個人負担なしで行けるようなところというのは検討されることはないのでしょうか。されたことはないのでしょうか。

（学校支援課長）以前そういったお話もいただいておりますが、オーストラリア以外の国々につきましては、またその目的だとか、またはどこの課が担当していくのかとか、そういったところも含めまして、調査研究をしているところでございます。

（橋本）この間ちょっと帰国したときの報告会を聞いたところ、ほとんどの方が何かオーストラリアでもアジア系の学校だというふうに聞いたので、であれば例えばシンガポールとか香港とか、ああいうところも英語はやっていますので、そういうところとか、それだったら1人の個人負担なくとも行けそうな気がしないでもないですけれども、そういうことは検討できないか、ちょっとそれだけ伺いたします。

（学校支援課長）確かに委員のおっしゃるとおり、近場の国々というこ

とですと、やはりその費用ということも多少負担が少なくなるかなと思いますけれども、まだそののところに付きましては、今後調査研究していく状況でございます。

（橋本）ぜひちょっと研究していただきたいなと思います。

次、歳出のほうで、91ページです。それから、真ん中ぐらいですかね。文化センター管理運営事業というのが、これもう一度、施設修繕料というふうに、ワイヤー交換とか何か言われたと思うのですけれども、この修繕料って今回だけなのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

（生涯学習課長）今回のワイヤー修繕につきましては、舞台機構装置のところの重い幕だとか、バトンだとかというもののつり下げているワイヤーの修繕になっています。平成26年度から5カ年にかけて、そのワイヤーの部分を修繕しております。今回最終年度となっております。以上でございます。

（橋本）その修繕料について、どんどん、どんどん時間がたつといろいろなところが修理が必要になってくると思うのですけれども、これは次例えばワイヤーが修理終わったら、また次のところが修理をするとか、修繕するとか、そういう予定がもう立っているのでしょうか。

（生涯学習課長）今年度につきましては、予算としまして大ホールの舞台機構、同じくインバーターの修繕とあって、大きい重いものがゆっくりおりてくるときの電気機構のところの修繕を行います。以上です。

（橋本）ちなみにお幾らぐらいなのですか。

（生涯学習課長）予算としましては1,490万4,000円の予算を計上させていただきます。以上です。

（橋本）それでは次、99ページの学校支援課の一番最後のふるさと館維持管理事業、これ一番大きいのは光熱水費が一番大きいのですけれども、この理由を教えてくださいなと思います。

（学校支援課副参事）こちらの光熱水費と水道料費等で使われているの

は、ふるさと館の中に福祉センターがございまして、そこでお風呂の利用がありまして、その関係もあってこの金額になっております。

(橋本) 続いて、139ページの民生児童委員活動支援事業で、この負担金、補助及び交付金なのですか、この民生委員の方に交付金と、今何人ぐらいちゃんといえるのかお伺いしたいと思います。

(福祉課長) 今現在、30年度末で民生児童委員のほうは201名です。その方たちに活動補助金として出しております。

以上です。

(橋本) これ定員が202名なのでしたっけ。この間そういうふう聞いたと思うのですけれども、これ募集をしているということでしょうか。

(福祉課長) はい。定員のほうは202名なのですが、今30年度末では201名で、1名のほうが今欠員となっておりますが、補充をして、地区のほうから探している状況です。

以上です。

(橋本) あと、その下の民生委員協議会補助金、これはどういったものなのでしょうか……違う、間違えてしまった。今済みません、それではなくて、間違えました。民生委員推薦会委員報酬というのがありますけれども、これはどういった仕事をされているのでしょうか。

(福祉課長) 民生委員さんを、候補者が上がってきまして、この方がふさわしいかどうかというのを推薦会の委員さんに選んでいただく、この方が候補にふさわしいかどうかを委員さん、推薦会で審査していただく会になっております。

以上です。

(橋本) この審査する方たちはどういう方たちで、審査して落ちるような方はいらっしゃるのですか。

(福祉課長) 落ちる方はいらっしゃらないです。今推薦会の定員なのですけれども、10名以内ということになっていまして、民生委員、児童委員が3名、また社会福祉事業の実施にかかわる代表者の方、またここは3人以内ということで、また識見を有する者を3人以内、関係行政機関の職員が1名ということで、10名以内ということになっております。

以上です。

（橋本）落ちる方いらっしゃらないのであれば、これはやっぱり国で決められているような方式なのではないでしょうか。落ちる人いないのだったらやる必要はないのではないかなと思うのですけれども。

（福祉課長）民生委員さん、地区の方から推薦者が上がっていただきまして、事務局のほうでもその方と面談をします。ふさわしいかどうかを上げて、最終的にその推薦会の方たちの承認を得て、県に上げるという形をとっております。

以上です。

（橋本）そうすると、最初に上がってきたときに調査をしたときにふさわしくないという方もいらっしゃるのですか。それを判断する方は福祉課のほうですか。

（福祉課長）福祉課の事務局と上がってきたところで、この人はふさわしくないというような方も、その時点でお断りするとか、そういったことはあります。

（橋本）わかりました。

では、次です。141ページの生活困窮者自立支援事業、これ生保になる前の自立の支援ということですが、なかなかこういった具体的にどのような支援をしているのか。住居とか、私も相談あると、もうあした食べれないとか、そういう形の方たちがたまにいらっしゃるのですけれども、そういうときに食料を、市役所にもラーメンとか何かがあって、何かなかなかそういうふうに対応していただけなかった記憶があるのですけれども、どういったことをやっているのかを教えてください。

（福祉課長）生活困窮者の自立支援事業については、窓口を生活困窮者自立相談支援センターというものを社協さんに委託をして行っております。週に2日間ほど福祉課のほうでも窓口を開いている状況です。相談内容なのですけれども、低所得や失業により家計が苦しいとかという相談で、そこで方法、方法という言葉がいいのかわからないのですけれども、支援をできないような方がなればすぐ生活保護の相談で申請をするというような形をとっております。食べるものがないというようなこと

の際には、社会福祉協議会のほうで行っていますフードバンクを案内をしたりとか、そういったことで支援をしております。

以上です。

（橋本）それと、一つの住居費、追い出されるような方たちがたまにいらっしゃるのですけれども、そういうときにはどうやって対応しているのでしょうか。

（福祉課長）住居確保給付金のことでよろしいでしょうか。

（何事か声あり）

（福祉課長）失業されて、生活保護まで至らなくて、すぐにアパートを追い出されてしまうというときに、仕事を探す意欲があって、その場合にこの住居確保給付金というのを案内をして、3カ月ほど様子を見るといって形で支援をしております。その方については、ハローワークに案内をしたりとか、そういった就労支援も行っております。

以上です。

（橋本）これ委員長、30分でしたっけ。

（委員長）目安ですよ。

（橋本）それでは、149ページの福祉課の地域活動支援センター補助金という項で、これコスモス工房の運営費というふうにこの間お聞きしたのですけれども、これの具体的な活動内容というのはどういったものがあるのでしょうか。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

地域活動支援センターとは精神疾患の方々がいらっしゃるのですけれども、そういった方々が社会へ出るに当たってコミュニケーションだとか、簡単な作業、そういった社会参加を鍛練するというようなところの施設でございます。

以上です。

（橋本）今人数というのはだんだんふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

（障がい福祉課長）精神障がい者というのは全国的に、鴻巣市もそうなのですけれども、ふえておりまして、この地域活動支援センターの利用

というのが鴻巣市でもふえてきております。また、精神疾患者はこういったところがないとなかなか表に出てこないというようなことがありますので、必要な施設となります。

以上です。

（橋本）それでは、153ページの真ん中あたりです。世代間交流促進事業補助金というのがあるのですがけれども、この内容というのはどういったものなのでしょうか。

（福祉課長）世代間交流促進事業については、グラウンドゴルフとかラジオ体操、昔の遊び等の事業について、事業に要した費用の3分の2以内の1万円を限度として補助金を出しております。

以上です。

（橋本）ラジオ体操の団体ってどのくらいあるのですか。

（福祉課長）老人クラブの単体という形で1団体というような形で、その中で子どもたちを呼んでこういう遊びを行っているというのを聞いております。

以上です。

（橋本）155ページの敬老祝金支給事業、ことしが5,000円でなるというふうに聞いているのですがけれども、そうするとことしまでに少し費用が下がったと、少なくなったということですがけれども、来年からだともうずっと5,000円なので、人数が当然ふえるということは予算がどんどん、どんどんふえていくということで理解してよろしいのでしょうか。

（福祉課長）敬老祝金については、今鴻巣が5歳刻みというか、75歳から75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、また100歳というような形で支給は、交付のほうはしております。ただ、やはり人数のほうもふえてくるということもありますので、あとほかの自治体のほうも調べますと、鴻巣のほうは手厚く5歳刻みで渡しているなということがよくわかりましたので、ほかの県内の状況とかを確認しながら見直しというものを、ただ高齢者への敬老の敬意をあらわしますので、この事業については引き続き行っていきたいと思いますが、ほかの自治体等も考えながら検討する時期になっているかなと思っております。

以上です。

（橋本）検討という、5,000円が今は一番安くなったということ、これは継続していくということによろしいのですよね。さらに、これをやめるとか、そういうことは考えて、多分、ですよね。

あと、敬老会の開催って、これも1人当たり幾らお土産とかやって、これはもうこれから継続していくということで考えてよろしいのでしょうか。

（福祉課長）敬老会についても今後は見直していく、検討もしていかなければいけないかなと、やはり人数のほうもふえております。お願いをしている町内会実行委員さんのほうも高齢者になっておりますので、負担をかけているというのも声が上がっております。そのようなこともちょっと考えながらこの辺の敬老会の開催の対象とか、そういったことも含めて検討していかなければいけないかと思っております。

以上です。

（橋本）敬老会自体は継続して行って、確かにやっている方も敬老の年の人が結構私どもいるのですけれども、そういう方たちの負担を軽くしてということは敬老会主催事業、そうすると外部に頼むとか、費用がふえていくということで考えていいのですか、それとも全体的に減らしていくということでしょうか。

（福祉課長）敬老会については、昔1960年ぐらいに兵庫県のほうで敬老会が開催されたというのを今回ちょっと調べさせていただいたのですけれども、1900、その時代だと平均寿命のほうもぐっと下がってしまっていて、男性のほうで63歳とか、女性のほうで67歳、その時期に75歳というのが高齢者ということ、なっているのだと思うのですけれども、今ことし発表の昨年度の平均寿命を見ますと、男性が81.25歳、女性が87.32歳ということになると、やはりその辺も対象の年齢も考えながら検討していかなければいけないかと思っております。

以上です。

（橋本）なるべく、やっぱりもう余り、私もそのままそっち行くかもしれませんが、減らしてもらいたくはないなというのが多分普通の

市民の方の要望だと思しますので、いい方法を考えていただければと思います。

次、179ページです。179ページ、放課後児童クラブの管理運営事業というのがずっと前のページからあると思うのですがけれども、この最後の民間児童クラブ管理運営事業にかなり大枠、3カ所の民設の児童クラブだと思うのですがけれども、この民設と独自でやっているのと1人当たりの費用というのは同じものなのか、またその内容、そういうのを確認しているのか、ちょっとそれだけお伺いいたします。

(こども応援課長) 民間児童クラブの管理運営事業ということなのですがけれども、こちらのほうがどنگり学童保育室、それと小谷学童、学童保育ふくろうの森のほうに委託料ということで運営費のほうを支出しております、こちらにつきましては放課後児童健全育成事業実施要綱というのを市のほうで定めておりまして、その中の交付の基準がございます。基準額といたしましては、具体的には1人から19人の場合には223万8,000円引く、19人から児童数が少ない場合には1人当たり2万7,000円引くとか、そういった形で支出のほうをしております。こちらの基準額を定めたもとというのが子ども・子育て支援交付金のほうの、国のほうの基準がありまして、そちらをもとにこの価格のほうを決定をさせていただいております。

以上でございます。

(橋本) 次、189ページ、馬室保育所管理運営事業と、遊具の保守点検とか、そういうのはしていると思うのですがけれども、ブランコはいつもつながれているというふうに言われて、それは危ないので、遊ぶときに使っているというふうに言われて、そういうふうに聞かれたのですがけれども、ほとんどいつもつながれていると。遊んでいるのではないかというふうにも言われたのですがけれども、こういった場合僕のイメージだとみんなつながられても遊び時間にすぐ遊ぶよという感じで今のブランコだと思うのですがけれども、やっぱり保護者というか、管理する方がいないと、ほかの保育所もそうだと思うのですがけれども、つないでおくというのはそういう感じなのではないでしょうか。

(保育課長) 今現在ブランコにつきましては、遊ばないときには外している園もあるのです。ただ、基本遊ぶときには保育士が必ずついてという形で遊んでおりますので、馬室保育所の場合はちょっと外せないような状況になっているので、縛っているという状況であります。なので、遊ぶときには必ず保育士がついて、それをほどこいて遊ぶという形をとっております。

以上です。

(橋本) 最後、247ページの1点だけちょっと……間違えました。327ページの一番下のほうの、ちょっと字がわからなかっただけなのですが、一番下から3番目の筆、何とか料って、これだけちょっと、これの読み方と内容だけ教えていただければと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 先ほどのご質問でございますが、筆耕料と読ませていただきます。内容につきましては、秋口に菊花展を行っておりますけれども、その菊花展を出展する際に当然市長賞等もございますけれども、教育長賞のほうの賞状を毎年1枚用意をさせていただきますので、そちらをシルバー人材センターのほうにお願いをする中で筆耕料を計上させていただきます。

以上です。

(諏訪) まず、147ページです。難病手当なのでございますけれども、こちら本会議場でも質問がたくさん出されましたけれども、実際には現在この手当の額からいいますと、実際に難病手当が支給されている方は650人ぐらいかなというふうに計算するのですけれども、当初見込んでいた、多分倍増、5倍増するのではないかという、そういった対象者の人数の見込みが大きく違っているかと思うのですけれども、対象となる指定難病の数が5倍以上になったのですけれども、実際には難病そのものに指定された方々がないということなのではないでしょうか。そこだけちょっと先に伺います。

(障がい福祉課長) 先ほどの答弁いたします。

難病患者自体は県のほうで指定している数というのはふえております。それで、それに伴いまして難病患者手当のほうなのでございますけれども、今年

度につきましては516人ということで、昨年度も516人なのですけれども、結果的に同じ数字ではあったのですが、件数が違うということで額がずれているということなのですけれども、実際に支給した額というのが遡及してお出しするということもございますので、同じ人数でも額は違うということなのですけれども、難病の県のほうで指定をしたとしても、そちらのほうで難病患者手当等の周知は十分にはしておるのですけれども、いかにせん市のほうに難病患者手当の申請というのをしてもらわないと、こちらとしても支給するということではできませんので、そちらについては保健所のほうに周知のほうを再度お願いはしているところでございます。

以上です。

（諏訪）実際には県で指定している人数がふえているということがちょっとびっくりしましたけれども、なかなか手当の支給の申請まで結びつかない方がたくさんいらっしゃるということだと思われるのですけれども、やはりそこは毎月1,000円、1年で1万2,000円というのは難病患者の方にとってみれば交通費にかわったりして、大きなものだと思います。やはり皆さんの申請を促すような対策をとっていただきたいと思うのですけれども、現在もとられているということなのですが、さらにとっていただけるかどうか伺います。

（障がい福祉課長）さらに窓口等、そのほか保健所だけでなく手帳をとりに来た方ですとか、相談支援事業所、そういったほうにもこういった手当があるというのは周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

（諏訪）済みません、繰り返しになってしまいますけれども、そういったアプローチをしても申請をしない理由というのは何か伺ったことはありますでしょうか。

（障がい福祉課長）特にこちらとしましても、例えば前半支給をしていて、その後更新が必要なのですけれども、こちらとしましても更新の再度勧奨というのはしているのですけれども、なかなかしてこられない方というのもしいらっしゃるのですけれども、現在その理由というのは、明

確な理由は把握しておりません。

以上です。

（諏訪）申請はいろいろな申請あって、結構面倒かなと、煩雑なのではないかなという気がするのですけれども、申請書1枚書いただけなのでしょうか。済みません、確認します。

（障がい福祉課長）県の受給者証をお持ちになっていただいて、それをコピーをとらせていただいて、確かに更新しているかどうかの確認するだけなので、そんな申請自体は簡単なものでございます。

以上です。

（諏訪）同じページ、147ページの中段の福祉タクシーと自動車燃料費助成事業でございます。こちらのほうは、毎年ちょっと私もお話ししているのですが、今年度からデマンドタクシーとの共通券ということになりましたので、最後の総括的な数字にはなるかと思うのですけれども、現在福祉タクシー券、30年度は12枚でした。実際に今までも大体7割弱ぐらいの方が利用されているということだったのですが、平成30年度実際に利用された数を教えてください。交付した数と利用した数です。

（障がい福祉課副参事）お答えします。

平成30年度福祉タクシー発行枚数4,900枚、利用枚数3,395枚、利用率69.3%でございます。

以上です。

（諏訪）今年度からデマンドタクシーとの共通券で100円だとか500円という、そういった単位になったかと思うのですけれども、若干前年度よりは30年度利用がふえたような気がするのですけれども、このふえた要因というのはどういったことだと考えられますか。

（障がい福祉課副参事）これまでは1回のサービスにつき1枚、1回分しか使えなかったというのが、今後はデマンドになることによって、100円であったり、500円であったり、そのときに必要な分を使うことができるので、利用率は上がっていくと思います。

以上です。

（諏訪）今30年度が若干ですが、伸びましたけれども、この要因……

(委員長) ちょっと待って。

(障がい福祉課副参事) やはり窓口で利用していただきというのを言っているせいもあるかと思うのですけれども、それで少し伸びたと思います。

(諏訪) やはりアプローチが必要だと私は思いまして、やはりせっかくデマンドタクシーもできて、福祉タクシー券との共通利用ができるということを結構知られていない方、もう既に4月以降使えるのですけれども、いらっしゃいますので、そういった周知をやはりもう少しやっていただければと思います。

同じくその自動車燃料費の助成委託料でございます。こちらのほうがいわゆるガソリン、給油するときの給油場所によって、給油所によってガソリンの値段って違うと思うのですけれども、これはどんなふうに精査されているのでしょうか。

(障がい福祉課副参事) 確かにガソリンスタンドによって少し単価は違うと思うのですけれども、そこは利用者が気に入ったガソリンスタンドを使っていただくということで、利用者に任せております。実際利用できるガソリンスタンドの一覧表はありますので、その中で自分の中でそこで選んでいただくと、そういうふうになっておりますので、自分の好きなどころで入れていただく、それが答えになると思います。

以上です。

(諏訪) では、151ページです。151ページの新たな事業だと思うのですけれども、障がい者入院時のコミュニケーション等支援事業です。こちらが30年度の予算額では15万円予算書のほうには入っておりましたけれども、ここ決算書に入っていないものですから、実際にはご利用がなかったのかどうか。

(障がい福祉課長) この制度は、利用者がここ27年に1件あっただけです。これまで28年度以降は利用はございません。これが施行されたのが平成22年4月1日です。

以上です。

(諏訪) 余りご利用がなかったということですので、ちょっと済みませ

ん、サービスの概要を教えてください。

（障がい福祉課長）これの総合支援法の規定された地域生活支援事業の一つではあるのですけれども、支援対象者が入院時に医療従事者との意思の疎通が円滑に図れるように支援員を派遣しまして、コミュニケーション、お医者さんの言っていることをどうしても重度の方というのは意思表示ができませんので、その方がお医者さんもしくは看護師、医療関係者に要求なり病状のそういった今後の治療方針だとか、そういったのを伝えるというような事業でございます。

以上です。

（諏訪）155ページです。先ほども前任者が敬老会のことで質問されました。私もこの敬老会、来週なのですけれども、敬老会のことではやはり地域の実際にかかわっている方々が大変苦労されているというのを聞いております。年々ふえていますね、当然ながら、敬老会にご参加される方々がふえていまして、私の地域でも2部制といいまして、午前と午後と分けて行わなければならない、そういった対象の人数になってしまいました。それで、市が出している負担金、補助金を見ますと、3,200万円という、事業としてはとても大きな事業だと思うのです。全市で行うイベントなのですけれども、通常イベントの費用で3,000万円を超えるようなイベントですと、それなりの市がしっかりとした体制をとらないとなかなか厳しいのではないかと考えています。各地域で実際には実行委員形式で行っている方々が、先ほどもお話ありましたけれども、だんだんやはり支えるほうも年を重ねて厳しいというところと、あとは実際に地域によっては既に外部に委託して設備を整えたりするところも出ております。この大変大きなイベントなのですけれども、市がやはりもう少し地域に助言ができないかなと最近感じております。この件について、市はどのようなかわり方をしているのかをまず伺います。

（福祉課長）敬老会については、私が若いころは市で1カ所でやっていたけれども、それがだんだん多くなって、地域の方をお願いをしてやっているという今形になっていまして、言葉は悪いのですけれども、先日も会長さんとお話ししたときにも補助金を渡して丸投げ状態だよと

という言葉も伺いました。ですので、あと、よその自治体とかも県内を見ますと敬老会を実施していない自治体、それと金婚式をやっている自治体、いろんなやり方があるなど今痛感しているところなのですけれども、その辺も含めまして、先ほどお話ししたように平均寿命も延びていますので、老人福祉法では高齢者は75歳で敬老会を開きなさいというようなことになっていますが、その辺の見直しだとか、その辺もいろいろと研究しながら今後のこの敬老会の開催については慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）先ほど見直しも考えているというふうに伺いましたけれども、やはり地域の高齢者の方々、1年に1回の敬老会結構楽しみにされていまして、ことしは何か、お土産何だろうねというようなお話もあったりしているのですよね。そういった中で、会場も消防法にもしかしてひっかかってしまうのではないかというぐらい集まりますけれども、本来ならばお祝いをするということはとても大事なことだと思いますし、見直すというのはやらないことなのか、ちょっとそこだけ確認をしたいと思います。

（福祉課長）今の段階では見直しという、どういうふうに高齢者の方を敬意をあらわそうかと、地域の方、今までずっと鴻巣に住んでいましたので、何らかの形で敬意をあらわそうというようなことはしていこうと思っております。

以上です。

（諏訪）ただいまのところで、看護師の賃金が入っております。看護師さん、どういった役割をされたのか確認をします。

（福祉課長）看護師さんについては、敬老会の会場に看護師さんを派遣をして、参加者の方の状況、体の状況と身体状況をちょっと確認をしていただいております。

以上です。

（諏訪）看護師さんの派遣、予算では1時間2,000円だったと思うのですが、全地域のイベント会場に看護師さん派遣できるような今回の

金額ではなかったと思うのですけれども、どういったところに派遣をしたのか、お願いいたします。

（福祉課長）会場は77カ所あるのですけれども、そこから、会場から申請が上がった場所に派遣をしております。

以上です。

（諏訪）看護師さんを派遣していただけるというふうに認識している敬老会の方が少ないのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

（福祉課長）実行委員の打ち合わせ時には職員のほうが張りついておりますので、そこでは説明をしていると思います。

以上です。

（諏訪）77カ所で実行委員会がそれぞれ開かれているかと思うのですが、全てに職員の方が参加されていますか。

（福祉課長）済みません、先ほど77カ所と言ってしまったのですけれども、73カ所です。訂正をさせていただきます。お願いします。

福祉課全体で職員のほうは協力をして、その会場のほうには派遣というか、ついております。

以上です。

（諏訪）実は私どもの地域でも初めて今回看護師さんをお呼びして健康チェック、できたら健康チェックといいますか、健康相談、わざわざお医者さんに行かないまでもちょっと心配なことを相談できるようなコーナーがあるといいよねという、そういうことから看護師さんをお願いをしたらしいのです。実行委員会に来ていただいて、そういった話を進めているというのを聞いていますけれども、今まで看護師さん派遣して、実際にバイタルチェックを皆さんにやったのかどうか、どういった内容をされたのか。というのは、人数多いとそれほど看護師さんの出番がないのかなとも思うのですけれども、どんなふうに看護師さんがやられたのか伺いたいと思います。

（福祉課長）基本的にはその会場で参加してくださった方の気分が悪くなったとか、そういったときの対応をしております。

以上です。

（諏訪）155ページです。済みません、同じでしたが、上です。戻ります。申しわけありません。シルバー人材なのですけれども、シルバー人材センター、ずっと長く高齢者のために行われていますが、どんな業務内容があって、賃金の体系というのは、それぞれだとは思いますが、大体幾らぐらいから幾らぐらいまでが対象になっているのかを伺います。

（福祉課長）仕事の内容なのですけれども、植木の手入れとか造園など、また屋内の清掃、除草作業、ふすまや障子の張りかえだとか、宛名書き、賞状書き、家事のお手伝い、大工仕事などがあります。賃金についてなのですけれども、それは業種によっても違うと思いますので、ちょっと今把握はしていません。

以上です。

（諏訪）ちょっと市民の方から幾つかシルバー人材さんからお声がかかったところで仕事をしている方がいらっしゃいまして、行くところによって当然なのですけれども、時給が違うというお話聞いています。それで、いわゆる最低賃金、10月から最低賃金が今度埼玉県上がるのですけれども、最賃に満たない、要するに賃金体系のところもあるのだということで、そういったところをどのように市が把握されているのか伺いたいと思います。

（福祉課長）シルバー会員のほうにお渡しする賃金というか、給料というふうに言ってしまったのですけれども、会員に対しては労働の対価として賃金ではなく、配分金を支払っているということになっております。月平均は8日から10日ぐらいの就業で3万円から5万円程度となっております。

以上です。

（諏訪）業務の内容によって、今8日から10日ということなのですけれども、月平均。1時間で行って帰ってくるだけのお仕事もあるかなと思うのです。当然時給での精算というふうになるかと思うのですけれども、その時給というのの幅がちょっとあるようなことも登録されている方か

ら聞いておりました、そこは解消ができないのかどうか、市でやはり補助金を出している事業ですので。

（介護保険課長）シルバーの、先ほど言った配分金の話なのですけれども、基本的な単価は全部変わりません。ですが、例えばの話になるのですけれども、同じ人が……2人の人が同じ場所に行って作業をしたとしても、効率であるとか、それからそのときにいた時間だとかで変わってきてしまうのです。それは、やはりシルバーのほうで時間の調整をしますので、それが時間給が違ったように見えるだけの話で、一人一人ちゃんと働いた時間に関して言えば配分金は同じ金額になります。ですので、実質1日いたとしても、例えば12時間ちゃんとやったのか、それとも5時間程度で終わっているのかによって、1日の収入が違ってくるみたいなところで単価が違うように見えるだけの話ですので、シルバーは配分金に関しては差はつけていません。

以上です。

（諏訪）そうしますと、要するに働いた実績で配分金を計算するという事なのでしょうか。といいますのは、登録した方は最初に配分金を提示されて仕事を始めているのですよね。ですので、実際に実績が出る前に配分金、いわゆる時給を提示されて仕事をしているということなのですが。

（介護保険課長）その配分金というのが、私も細かくは聞いてはいないのですけれども、この日1日いたら幾らというような時間給ということではよろしいのですか。いや、そういうふうではなくて、1時間幾らというふうに登録されている方に説明をして、どのようなお仕事が希望ですかねみたいな話をしているということなので聞いておりますので、あなたは1日働いたら5,000円ですよ、この方は1日働いたら4,000円ですのような配分金の説明の仕方はしていないというふうに聞いているのですけれども。

以上です。

（諏訪）仕事を開始する上で明らかに最初から朝だけ1時間というような、例えば駅でお掃除されている方なんかは、月、水、金で3時間だよ

という働き方をされているのですけれども、時給で提示されて仕事をされているように私はちょっと理解していたのですが、そうではないということでしょうか。

(介護保険課長) 先ほどお話をしましたとおり、基本的には配分金の時給単価は決まっております、それとあとは雇う方がそれに、あとはシルバーさんの事務費分を上乗せしたものを支払っている形になりますので、先ほどお話をしたとおり、一人一人の方の働いている時間での給料というのはおかしいのですけれども、収入に関しては同じ時間働けば変わらないはずなのですけれども。

以上です。

(諏訪) では、161ページです。中段の情報発信型子育て支援事業、いわゆる子育て応援アプリなのですが、こちらのほうのアクセス件数でしょうか、前年度2017年は4,045件というふうに記録していますが、今回はどのぐらいアクセスがあって、をまず伺います。

(こども応援課副参事) 平成元年7月末日現在のダウンロード数は4,678件となっております。

(令和元年でしようの声あり)

(こども応援課副参事) ごめんなさい。令和元年7月末日現在のダウンロード数は4,678件となっております。アクセス数につきましては……申しわけありませんでした。ダウンロード数につきましては4,543件となっております。

(諏訪) 今ことしの7月末ということなのですけれども、済みません、今決算、前年度のやっていますので、前年度の4月からことしの3月までの件数はどのようになっていますか。

(こども応援課副参事) 申しわけありません。前年度3月末現在のダウンロード数が4,543件でした。申しわけありません。訂正いたします。

(諏訪) やはり今若い方々は本当にスマホだとかパソコンでいろんな情報を得る、そういった時代だと思いますが、思いのほかふえていない。それだけ子育てする人が少ないということのかもしれないのですけれども、内容的にはいかがなのでしょう。私、済みません、見たことがないの

ですけれども、1年ごとの契約というふうに聞いております。内容は皆さんに十分理解していただけるような、そういった内容になっていますでしょうか。

(こども応援課副参事) 内容につきましても日々確認をいたしまして、わかりやすい内容を表示させていただいております。また、子育て支援ガイドブックの表紙にアプリをつけまして、皆さんが情報を取りやすいようにご提供させていただいております。

(諏訪)183ページです。上のほうで民間保育園の補助事業ということで、項目がたくさんございますけれども、予算書を見ましたところ、予算書のほうでは途中の4行目からの保育体制強化事業補助金以降が、ちょっと済みません、予算書のほうには載っていなかったように思うのですが、この説明をしていただけないでしょうか。上の安心元気と延長保育、保育士の宿舎等は予算書にも載っていましたが、それ以降のものがなかったものですから、この内容をちょっと申しわけありません。説明をお願いいたします。

(保育課長) 補助の内容ということでよろしいでしょうか。まず、保育体制強化事業補助金になります。こちらにつきましては、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するという事業になっております。

次の幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金、こちらになりますけれども、こちらは子ども・子育て新制度における、新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有するとされております。この事業につきましては、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援する事業となっております。

次の保育所等業務効率化推進事業補助金、こちらになります。こちらは保育所等における業務のICT化を推進することによって、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とした事業となっております。

次の保育所等事故防止推進事業補助金、こちらになりますけれども、こちらは保育における事故防止のための備品の購入等に必要な費用の一部を補助することによって、安全かつ安心な保育環境の確保を支援することを目的としている事業となっております。

最後の親支援推進事業導入補助金ですけれども、こちらは親の養育力向上を図るため、保育所等での親支援の取り組みを促進することを目的とした補助となっております。

以上です。

（委員長）ちょっと諏訪委員に申し上げます。初日の冒頭で94号につきましてはお一人30分めどということで。ちょっと過ぎてしまったのですが、あとはまとめていただいて。よろしくお願いします。

（諏訪）済みません、過ぎてしまいました。では、1つだけ。保育士さんの業務の軽減にこういった補助金が充てられるという今お話でしたけれども、実際にこの地域の保育体制強化事業補助金432万円が使われているのですけれども、実際にどういった方々がこの事業にかかわったのか、最後に伺います。

（保育課長）先ほども事業の内容で説明させていただきましたけれども、地域住民や子育て経験者の地域の多様な人材をとということで、保育士の資格のない方になっております。事業に該当している方は保育士の資格がない方が、例えば求職の準備をしたりとかということで携わっていただいております。

以上です。

（諏訪）ただいまのなのですけれども、そうしますと保育士の資格のない方々が実際に公立保育所だとか、私立の保育園などで就業されて、この補助金を要するに出ていると、これは民間だけでしょうかね、出ているということでもよろしいのでしょうか。それと、何園に行っているのか。

（保育課長）事業の内容としては保育士の資格のない方が要は雇用されてということになっております。今回平成30年度につきましては4園の事業所にこちらのほうの補助金を交付しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 休憩しますか。したい。

では、ということでない、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(加藤) まず、91ページです。中段よりちょっと上のところの芸術文化振興推進補助事業ですけれども、これはどういったことを推進をしているのか。それで、これ1団体にただしているのかをちょっとお聞かせください。

(生涯学習課長) この芸術文化振興推進補助事業につきましては、鴻巣市の文化拠点施設であります鴻巣市文化センターを管理及び運営する指定管理者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものであります。

以上です。

(加藤) 文化センターになるのですね。では、いろんな興行的にやっている、そういったことに対して補助金ということなのですか。よく文化センターにはちゃんと指定管理料として支払っているわけですよ。その中でいろいろと運営しているのではないかと思うのですが、別途このような文化振興推進というふうなことでまた補助事業としてやっているという理解でよろしいのですか。

(生涯学習課長) この補助金の対象となる事業につきましては、本市の芸術文化振興の推進に寄与する事業としまして文化センターの事業、21事業行っております自主事業及び主催事業、13事業について補助の対象としております。特に指定管理料等は別に、事業に対して補助しております。特に収益性の確保が難しい、主にクラシック、アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの公演や、それら市民の日などに行われます、市民に対して無料で行います定期公演会などに、事業全体を補助しております。

す。

以上でございます。

(加藤) わかりました。市の事業としていろいろやる中で、それをやっていたいただくためのそういった補助というふうなことという理解でよろしいのですね。

では、次に行きます。143ページのちょうど中段のところの工事請負費なのですけれども、ここはいこいの家の解体工事で、駐車場整備と原状復旧工事というふうなことで約1,436万円、決算で出されていますね。あるときこのいこいの家の解体工事があそこで幾ら幾らで解体工事をしますという表示の看板がかけられていたのを市民の方が見て、あの建物でこんなにかかるのかいというふうなことで私も聞いたことがあります。この決算見ますと、第2体育館の解体工事が4,385万円というふうになっていますが、いこいの家は平家の木造建築物でしたよね。そういう中で平米でのそういう解体費用になるのか何か、その辺私もわからないのですけれども、解体工事で1,382万かかっている。そして、原状復旧工事と駐車場整備というのは全く別なところで、これは工事をやっていただいたという結果なのですか。ちょっとその辺教えてください。

(介護保険課長) まず、いこいの家の解体工事の費用なのですけれども、確かに通常の平家でしたらこんなにかからないのですが、あそこのいこいの家は壁からアスベストが出てしまったのです。それは通常の工事ではだめですので、建物全体を覆うような形での解体工事ということになりましたので、昨年途中で補正をお願いしているのですけれども、その中で解体工事が倍以上に膨らんでいる形になっております。

それから、駐車場整備工事というのはこのいこいの家が片づいた後、あそこがへこんでおりましたので、それをきれいにならして駐車場とするための工事としてやっております。

それから、もう一つの原状復旧工事というのがいこいの家の隣に民家のブロック塀がございますけれども、あれが正直な話、傾いてしまって、市側のほうに、何かがあれば大丈夫なのですけれども、地震等があれば倒れてくるような危険性があるところでしたので、そこをある程度支

えられるようにしたものがこの原状復旧工事ということになります。  
以上です。

(加藤) わかりました。では無事、アスベストの含有量調査委託料が別  
にあって、結局はアスベストがあるということで、そういうそれなりの  
解体工事をしなければいけないというふうなことでの費用がかかってし  
まったということなのですね。原状復旧も、駐車場のものを原状復旧で  
はなくて、そっちのほうのということの理解ですね。はい、わかりまし  
た。

では、その下のほうの13の委託料の中の鎌塚3丁目の家屋耐震診断の業  
務委託料ですけれども、これはもしかしたらレスパイトゆうの使ってい  
る建物なのかなというふうに理解するのですけれども、これってちょっ  
と私もきちんとした記憶ではないのですが、何かレスパイトさんのほう  
に買っていたとか、何してもらったとかって、そんなことが何かあり  
ましたよね。これというのは30年度の決算の中では、これはどんな感じ  
の委託料なのでしたっけ。

(障がい福祉課副参事) レスパイトゆうの委託料なのですけれども、30年  
度も貸し付けについては同じようにしております。耐震はこの1回だけ  
なので、これだけです。そういうことではなくて。

(委員長) 休憩しますか。暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時38分)



(開議 午前10時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(障がい福祉課副参事) 鎌塚3丁目の委託料については、建物が危険性  
があるということで耐震診断をしたものになります。

以上です。

(加藤) それはそうなのでしょうけれども、だからしたのでしょうかけれ  
ども、今現状もレスパイトさんのほうに貸しているそのままになっている  
のでしたっけ、ここって。

(障がい福祉課副参事) 今現在も去年と引き続き同じように使うことは

できております。

以上です。

（加藤）今後においてもいつまでがどうというふうな期限はなく使用できるような形になっているのですか。

（障がい福祉課副参事）実はそのことについては、今検討中ということではレスパイトゆうさんとお話ししている途中であります。

以上です。

（加藤）145ページの中ほどの紙おむつの支給の関係ですけれども、これって今現在何人くらいいるのでしょうか。145ページです。在宅重度心身ですよね。障がい者のところですか。

（障がい福祉課長）この事業の紙おむつの支給件数でよろしいでしょうか。

（加藤）はい。

（障がい福祉課長）現在登録者数が現金支給の方が65名で、現物支給の方が189、合計254名の方におむつを支給しております。

以上です。

（加藤）それは今のところはそれで結構です。149ページの下ほどの20の扶助費なのですけれども、移動支援助成金の関係ですが、これって移動支援助成事業ということですから、これは福祉タクシーを使う人のための助成になっているのでしたっけ。

（障がい福祉課長）この移動支援というのは、福祉タクシーとは別に障がいのある方が公園ですとか娯楽施設、そういったことに行きたいということですので、それを専門の支援業者を使いまして、移送業者を使いまして、その場所まで乗せていくというような事業でございますので、障がい者がその場所まで行けるということですので、タクシーとはまた意味合いが違ってくるものでございます。

以上です。

（加藤）これは、そういう利用した人の実績に基づいた決算ということではよろしいのですか。

（障がい福祉課長）この事業も昨年度と比べまして登録人数等がふえて、

あとは利用者さんの利用時間ですとか、そういったものもありますから前後しますけれども、それに基づいて出した決算でございます。

以上です。

(加藤) 151ページに行きます。中段からちょっと下の20の扶助費なのですけれども、自動車改造費、これ金額は26万8,000円ということで少ないのですけれども、これは何歳ぐらいの方がこの改造するのに使われて、これ1件なのか、2件なのか。

(何事か声あり)

(加藤) 自動車改造費扶助です。自動車改造費、障がい者の。関連事業のところですか。これがわずかな金額なのですが、これは1件なのか、何件なのかということと、あと何歳の年齢の方が改造された実績というのか。

(障がい福祉課副参事) 実績で平成30年度は3件あります。何歳ぐらいかというのなのですけれども、即答で今何歳とは言えないのですけれども、比較的自動車を使う方なので、若い方が利用しています。

以上です。

(加藤) この26万の金額で3件も改造ができるような、そういった簡単な改造内容だったのですか。

(障がい福祉課副参事) 改造は1件10万円以内となっております、内容も決まっております。どういった内容かということ、身体障がい者が通勤等のため、障がいに応じて自動車の走行装置及び駆動装置を改造するとなっていて、どういうことかということ、例えば片手でもこうやって回せるようなやつだとか、下半身が不自由なのだけれども、手でアクセルとかブレーキとかできる、そんなような改造となっております。

以上です。

(加藤) わかりました。

では、一番下のほうの手話活動支援事業なのですけれども、これ168万、講師謝礼というのがありますが、これは何回ぐらいのことをやったのか。それでまた、講師の方は同じ方の講師の方なのか、お聞かせください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(障がい福祉課長) 申しわけないのですがけれども、講習会の資料が今手元にございませんで、後ほどお答えするという事でよろしいでしょうか。お願いいたします。

(加藤) では、155ページに行きます。先ほどの敬老会の関係なのですが、いろいろと敬老祝金にしても、敬老会にしても見直しをすることで、私はぜひ見直しをしてほしいというふうに思っている一人です。それで、もう私の住んでいる地域ではことしから招待する人を80歳というふうなことの、そういう内容に変えました。もう六百数十人いて、とても、今までこの3年ぐらい2日間に分けてやっていたのですが、やっぱりやるほうが2日に分けて大変ということで、80歳以上で、今どのぐらいの、80歳以上が230名ぐらいなのですよ。そのうちの何人が出席かということは結論は聞いていません。私も毎年敬老会のお手伝いのほうで手伝っているのですが、ことしは80歳以上の方で記念品というか、お祝いのものは全て75歳以上の方に2,000円は全て上げるというふうなことで、ですから全部80歳以上の方は自治会のほうの持ち出しでやるというふうなことで28日にやる予定になっているのですが、本当にこれは見直しをどういうふうにするとか、見直しをするべきだというふうに思います。

先ほどの前任者のお話にありました看護師の配置の関係なのですが、これというのは実行委員会形式でやっているところの人にこういうことがありますという、そういうまずお知らせをしているのでしょうか。看護師さんに来てほしいというふうな依頼的なものは。

(福祉課長) 実行委員会に福祉課の職員が参加しますので、そのときにそのようなお話をさせていただいております。

以上です。

(加藤) 実行委員会になるのですね。自治会でなくて、敬老会をする実行委員会ということは、行政のほうにそういう登録ではないですけど

も、実行委員会としてさっき73カ所でおっしゃっていましたが、その73カ所にはそういう話を、全部の会場というのは73カ所ではないですよ。やっている会場というのは73カ所、それが全部73カ所まはるのですか。

（福祉課長）鴻巣地区であれば、町内会の会長さんが集まっています、そういう場があります。各町内会、そのときに職員のほうが出ていますので、その集まりが実行委員会みたいな形になっているので、我々のほうは実行委員会というふうに言わせていただいているのですけれども、その場で職員が出ていきますので、そういった看護師の要請があればしてくださいということで話はさせていただいています。

（加藤）実は私も実行委員という形ではなくて、準備委員的なことでやっているのですが、こういう話を全然知らないし、直接私の自治会というのは町内会長さんは直接そこに入ってこないで担当の役員さんがいるので、その人たちプラスやっぱり毎年かわってしまうので、今までずっとそこにお手伝いしていた人たちと何人かでそういう準備委員会みたいなをつくるということで、去年あたりからそういうことで始めているのです。私もその一人なのですが、こういう看護師さんが来ていただけるみたいな話というのは担当の役員さんからは聞いていないし、先ほども何かそこにあったときの対応が一番の目的というか、そうだとおもうふうなことなのですが、でも先ほど前任者でいろんなそういうことをやっぱりあるから、では話が聞きたいねみたいな、前の前任者もそんな話していましたが、いろんな活用というか、いい意味でのそういうことができると思うのです。なので、それというのを町内会長さんの会議の中とか何かでそういう話をそのときにどうする、こうするではなくて、やっぱりきちんとそういう話をしていただければ話が少しは伝わってくるのかなと思ったのですけれども、全然聞いたことは余りなかったのですが、私も今までちょっと気がつかないのですが、ぜひともそういう場の中で話をしていただければと思うのですけれども、どういう機会の中かわからないのですが、その辺認識していただければと思うのですけれども。

(福祉課長) 加藤委員さんのご意見のほう、貴重なご意見ありがとうございました。今後福祉課のほうでもその辺の周知を徹底するような形でいきたいと思っております。

以上です。

(加藤) 167ページです。半分から上のほうなのですけれども、こうのとりの出産祝金、多子世帯こうのとりの出産祝金、これ商品券を出すようになっていきますよね。私はやっぱり商品券ではなくて現金支給というか、現物支給のほうやっぱり使いやすいのかなというふうな話で、前その話もしたことあるのですが、きちんとやっぱり出してしまいうから、これを決算額として商工会のほうに払うわけですよ、本人に払うわけではなくて。その券を商工会から買い取るというか、するわけですから、それ出すので、なのですけれども、それって全部消化しているのでしょうか、出した分。

(子育て支援課長) 答えします。

全部消化しているかどうかについては、子育て支援課のほうでは確認しておりません。

以上でございます。

(加藤) せっかく出してもなかなか全部消化していないとすれば、もったいない話になるわけですよ。私も前にも言ったとおり、赤ちゃんを産んで、商品券というのは多分半年、有効期限が半年、6カ月だと思います。そうすると、なかなか生まれたばかりの赤ちゃんとか何かで商品券があるから、その間になんていうのはなかなか消化できないという部分があるかと思うのですが、その辺商工会の活性化のためにというふうなことで商品券ということもあるのかもしれないのですが、今後どのぐらいそれがちゃんと出産祝金としてその商品券を使われているかどうかということ把握していただいた中で、今後お祝金を出すにしても、どんなことがいいのかということぜひ考え、見直しをしていただければと思うのですけれども、その辺は考えたことありますか、ないですか。

(子育て支援課長) 商工会の相手方もあることですので、現時点では消化の把握については、ちょっとするつもりは、考えはございま

せん。

以上でございます。

（加藤）では、181ページです。ちょうど中ほどのひとり親家庭の高等学校の卒業程度の合格支援給付金ですけれども、これ国からの助成ももちろんあるというふうなことなのですけれども、大体毎年何人ぐらいこれを活用されている方、そして実際に高校に入学できた実績的なものって、この30年に関しては見えている分でわかりましたら。

（子育て支援課長）まず、母子家庭等対策総合事業費の中の高等技能訓練のお話かと思うのですけれども、まず平成30年度決算ベースで11人の方が資格取得のために学校に通っております。その内訳としまして、看護師については5名、准看護師については4名、歯科衛生士は1名、保育士を勉強している方が1名ということで学校に通っております。もう一つ高卒認定の方につきましては、こちらにつきましては1名の方が受講されました。

以上でございます。

（加藤）時間がないので、簡単に行きます。225ページです。中段からちょっと下の19節の負担金の関係で、障がい者の歯科診療の関係です。1,700万の決算になっていますが、これというのはやっぱり実績に基づいてのことなのか、それとももう委託事業というふうなことで、どのぐらいの障がい者の方が歯科的なことを受けているのかどうかを関係なく、大体の実績に基づいて委託料も払うのでしょうかけれども、何年か前から始まっているわけですから、でもそれに対しての受けたほうからの決算的なものというか、そういうもし受診者がいなくて、少なかったとか何かといった場合には向こうから返金があるのかないのか、その辺を。

（障がい福祉課長）障がい者歯科につきましては、指定管理でやっておりまして、決まった額によりまして、5年間の契約となっております。以上です。

（加藤）指定管理でやっているのですしたっけ。委託ですよ。委託事業ですよ。

（障がい福祉課長）済みません。委託です。5年間の委託となっております。

ます。失礼しました。

(加藤) 次のページ、227ページの上のほうの地域医療体制の基金のことでちょっとお聞きしたいと思います。これ第7次、今は第7次でしたっけ。第6次の際に鴻巣も上尾中央病院のほうにということで、それができなかったわけですが、この第6次の際に千何床かの中で八百床でしたっけ、順天堂病院がというふうなことであのとき決まった内容がありますよね。私、ところがこの夏休みの間にあそこで議員のほうにこの無料のサーカスのチケットがありまして、ちょっと孫たちと一緒に行きました。それで、最初はさいたまアリーナでしたっけ、運動やるほうの。そこかなと思っていましたが、よくよくチケットを見たらそこまで美園駅から何分、そこから歩いて何分、そしたら大学病院誘致というふうになっていたのです。あれ、もしかしたらこれほどと思って、行って見ました。そしたら、大学病院誘致とは書いてあって、何にもまだできていないのですけれども、それってどうなっているのかわかりますか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 順天堂病院につきましては、県が誘致をしている事業でございまして、今のところ計画は進めているというところは伺っているのですけれども、病院のほうがいつから開院するかというところはまだ詳細な部分は把握しておりません。

以上です。

(加藤) そんな計画の中でよかったのでしたっけ。何か、というのはあのときもちゃんと建設場所も決まっていなければだめ、あれもなければだめということで鴻巣はあそこの中央近隣の公園を一気に医療ゾーンとして決めて、ではと申請しようというふうになっていたはずなのに、そんな2年も3年もたつ中でもう次の募集がされて、その後の経過はちょっと聞いていませんけれども、そういうふうなことでのあれなのですかね。わからないと言うのだから、わからないで仕方ないと思うのですが、そんな何か随分いいかげんなのかなってちょっと感じたものですから、土地の誘致だけはしてありました、確かに。サーカスのテントがあっただけで病院らしきものは一切なかったのですけれども、そんなことです。では、また後でいいですか。とりあえず一回切ります。ありがとうございます

いました。

(織田) 3点ほど簡潔に質問させていただきます。

91ページお願いします。先ほど前任者も質問していた場所なのですが、芸術文化振興推進補助事業ということで、この性質はわかったのですが、この補助事業の中に11月3日前後から始まる市民文化祭とか、ああいうものも含まれるのでしょうか。

(生涯学習課長) 30年度の決算では含まれておりません。

以上でございます。

(織田) ということは、それ以外の事業ということなのですね。例えば具体的にどんなものが含まれるのかわかりますか。

(生涯学習課長) 主に文化センターで行われている興行なのですが、例えば……

(織田) さっきクラシックのヴィルトゥオーゾとかあっちの関係ですね。

(生涯学習課長) 主なものとしましては、ヴィルトゥオーゾ音楽の森、夏と冬、年2回公演しております。また、市民の日に無料で市民の方にクラシックについて体験していただきたいということで、定期演奏会等を行っております。

以上です。

(織田) わかりました。文化センターで文化センターさんが独自に催す催し物についての予算、これ決算額になっているのですよね。そうすると、市民が参加型の文化センターを使う場合には、これは市のほうからまた別途補助金が出ているということですよ。ここのコーナーには載っていないけれども、ほかのところに載っているということですよ。

(生涯学習課長) 決算書の363ページに市民文化祭開催事業というのがございまして、そちらで会場借上料等で費用は支出しました。

以上でございます。

(織田) わかりました。ありがとうございます。ちょっと見落としていました。

では次に、141ページお願いします。ここにひとり親家庭等医療費支給事業ということで決算額が上がっているのですが、今回18歳まで医

療費が無料になりますよね、多子世帯ではなくとも。次回からなのですからけれども、今回は決算なので、ひとり親家庭というくくりでここに載っているのですけれども、来年度から18歳までの医療費が無料になるということで、このそういう一般家庭の医療費の無料とひとり親家庭の医療費の支給事業とは、やはり分けて載せるような形なのでしょうか。

（子育て支援課長）分けて載せます。あくまでもこれはひとり親家庭の父、母、また養育者とその子どもに対する医療費助成事業の事業でございますので、載せまして、もう一つそれ以外の子どもの医療費ということで、事業費ということで、2本立てで、これは今後も継続して計上していく予定でございます。

以上でございます。

（織田）中身的には同じようなものと考えてよろしいのでしょうか。もちろん事業費と補助ということ違うのかもしれないのですけれども。

（子育て支援課長）来年度以降という話でございますか。

（織田）そうです。

（子育て支援課長）中身、支払い方法が同じでございます。わかりやすく言えば対象者が変わってくる。あと、ひとり親家庭医療費については所得制限があるというところが大きな違いでございます。

以上でございます。

（織田）最後の質問いたします。151ページの一番下の手話活動支援事業についてお聞きしたいと思います。最近手話活動も随分盛んにアピールしていて、12月もあそこの市民活動センターでそういった集まりも、この前も何か7月に行われたのですが、現在の手話通訳者さんの数って何人ぐらいいるのでしょうか。

（障がい福祉課長）14名でございます。

以上です。

（織田）では、今の訓練中の新人の方というのかしら、訓練とかもやっていると思うのですけれども、その方今何人ぐらいいらっしゃいますか。

（障がい福祉課長）講習会というのございまして、入門基礎課程が参加者が今17名、それから、その次の手話通訳のI課程というのがさらに、

これが16名、さらにその上の手話通訳ⅡとⅢというのがあるのですけれども、こちらが6名いらっしゃいます。

以上です。

(織田) いつもずっとここ何十年も大体十四、五名手話通訳さん確保していただいているので、これで大分大丈夫なのかなと思っていますが、今訓練中の方が入門17名、Ⅰ課程が16名でⅡ、Ⅲ課程が6名ということで、かなり多くの方が訓練中なのですが、この方たち全員が正規の手話通訳さんになれるのでしょうか。途中で脱落する方もいるかもしれないのですが、大体今までの統計で何人ぐらいが上がってくるという予想がありますか。

(障がい福祉課長) 将来は、皆様手話通訳者になりたいということで、この講座に申し込んで勉強していただいておりますけれども、やっけていく中で難しいですとか、家庭の事情等で途中で残念ながらやめる方というのもいらっしゃいます。最後に、手話通訳者になるには全国の統一試験というのを受けなければなりません。この試験というものがかなり厳しいというものになりますので、実際に通訳者になれるかというパーセンテージというのがなかなか厳しいということが現実問題ありますが、市としましては何とか通訳者の数をふやしたいと今思って、皆様に一生懸命勉強していただいているところでございます。

以上です。

(織田) 1回試験を受けて落ちた方でまた再度訓練始める方ってやっぱりいるのでしょうか。次回を目指してというか、1回だめだったけれども、2回目頑張ってみようかなという方とかはいるのかな。

(障がい福祉課長) こういった方々というのがご自分で講習会で勉強する以外に手話のサークルというのが複数ございます。そのところに所属をしまして、さらに勉強して、再度受ける方というのの中にはいらっしゃいますが、具体的な数の把握というのはこちらではしておりません。

以上です。

(織田) 訓練費用とか試験費用は自己負担なのでしょうか。

(障がい福祉課長) 全国の統一試験がございまして、助成額2,500円とい

うものを市のほうから助成しております。

以上です。

（織田）2,500円も助成していただいておりますが、実際は幾らのうちの2,500円なのでしょう。

（障がい福祉課長）1次試験が5,000円となりますので、半額の助成ということになります。

（金子）それでは、91ページ、続きになりますけれども、芸術文化振興、それと文化センターの関係ですけれども、この芸術文化振興推進補助事業ということで、その名のとおり推進の補助ということでございますけれども、推進の成果ということで、特徴とか、主立ったものとか、目立ったものとか、平成30年度で決算認定に関する質問ということで答えられる範囲でお願いしたいと思います。漠然として難しいかなと思いますけれども。

（生涯学習課長）指定管理者であります施設管理公社のほうから報告があった実績報告に基づいて確認したところ、特にやはり先ほどもご回答に申し上げたのですが、アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの市民の日のお祝いということで、定期演奏会が販売枚数に対しまして88.1%の方が会場にお越しになって、芸術文化、クラシック音楽を楽しんでいただいたというふうに聞いております。その部分につきましては、全く無料ということで実施しておりますので、その部分が補助金である程度賄われているのだと考えております。今後につきましても、それらの事業につきましては継続して続けていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

（金子）今のクラシックコンサートですけれども、これについてはまた例えばそれだけ利益にならなくても推進する意味があるということでもありますけれども、やっぱり近隣の市町村とかでも比べてもやはりあれですか、とかと比べると、余りないような状況なのでしょうか。それで、できれば鴻巣をそういうのに特化したものということで特色あるものということで上げておられるのか、ちょっとお聞きします。

(生涯学習課長) この弦楽合奏団アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾにつきましても、平成12年に鴻巣市文化センターが開館とともにこの文化センターをフランチャイズとする県内初の弦楽合奏団であります。その弦楽合奏団につきましても、スクールコンサートとあって、クレアこちらのすだけではなく、鴻巣市内の小中学校に年4校なのですが、順番に回って、生でクラシックミュージック、弦楽合奏団を子どもたちに聞かせるなどの活動をしております。そのように鴻巣市の芸術文化の拠点施設の文化センターで活動する弦楽合奏団の活動については、特に鴻巣市としても支援していきたいと考えております。

以上です。

(金子) それでは、推進の必要性があるということで感じました。

次に、91ページの映画館の関係ですけれども、この映画館について管理運営事業ということで委託料も払って、指定管理料ということでやっていますけれども、ここ何年か収益が上がっているというような状況でございますので、管理料はこのままとしても、その収益の状況、それとこの11番のところ、需用費、施設の修繕費、34万幾らですけれども、これのほうの、聞いたかどうかわからないですけれども、ちょっと内容的なものを教えていただければと思います。

(生涯学習課長) 最初に、修繕費についてご説明します。

2件修繕を行いました、1つがコンセッションファン修繕といたしまして、映画館の3階のコンセッション、飲食売り場のところのファンが故障したために修繕を行いました。それが23万9,760円です。もう一点がシアターの2と4の空調機の部分が故障したため、修繕を行いました。これが10万8,000円となりました。修繕料については以上です。

それから、収益についてなのですが、これは映画館のほうから30年度の収益計算書が出ていまして、鴻巣シネマの事業収入合計としましては3億175万5,981円です。指定管理料が3,240万円でございます。収入合計が3億3,415万5,981円となりました。それに対して支出としまして、映画館興行事業費支出とします。2億2,173万2,006円でした。施設の管理事業費支出として1億239万5,295円となりました。支出合計が3億2,412万

7,301円となりました。そして、営業損益としまして1,002万8,680円の損益が出ました。年度協定によりまして、80%が市へ戻入されております。戻入額としましては802万2,944円が戻っております。済みません、説明が。

以上でございます。

(金子) はい、わかりました。

次が139ページです。前任の方も、ほかの方も質問なされたかと思うのですけれども、この民生児童委員活動支援事業ということで、というのは民生委員のことストレートに申し上げますと、民生委員の先ほど選定とか、いろいろ推薦会議とか、そういうものを経て民生委員の方が選ばれるということでございますけれども、例えば民生委員となった方が質が悪かったということで、何かトラブルとか、そういう場合の改善命令とか、福祉の関係で非常にやはりナイーブな仕事だと思うのです。それについてやはり委員だから、何でも権利与えられているからやってもいいと。それに土足で余りプライベートなこともどんどんやることもどうかなという面もありますので、そういうふうな改善会議とか、トラブルとか、そういうものがありましたらば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

(福祉課長) 民生委員さんのトラブル等の報告については、今のところちょっと聞いたことはないのですけれども、民生委員さんについてはいろいろな研修を受けておりますので、あと視察等いろんな研修を経て士気を高めていると、民生委員ということになっています。あと、民生委員さんの頭というか、連合会もありますので、連合会の会長さんともその辺はよく相談をして、民生委員さんの教育はしていると思います。

以上です。

(金子) 次に、151ページです。手話活動支援ですね。一番下のほうです。手話活動支援事業ということで、今回昨年ですか、12月、手話条例制定ということでございますけれども、その後ということで30年度決算ですから、3カ月ぐらいしかなかったですけれども、動きとか、要望とか何かそういうものがありましたでしょうか。変わった点とか。

(障がい福祉課副参事) 現在、その条例ができた後から広報に少しずつ手話の…

(少しずつねの声あり)

(障がい福祉課副参事) ほんの少しなのですけれども、手話の簡単な挨拶だとか、そういうのを載せております。少しでも手話が市民に広まるように工夫しております。その後、まだというか、今できているのですけれども、鴻巣市手話推進方針というのをつくりまして、手話に対してどんどん市民の方に啓発していきたいなというふうに強く思っております。

以上です。

(金子) 手話制定後につきましても、この制定をしたので、機会になおさらやはり市民の方に周知というか、認知されたということでいい方向に、いい方向というか、広まる方向に向かっているということでよろしいわけですね。

次、155ページの敬老会です。敬老会のやはり事業でございますけれども、これ各地域でいろいろな催しというか、それを主催して行っているわけでございますけれども、例えば各地域の事業特色とか、比較対象ではないですけれども、何かそういうので、公表までいかないですけれども、もし参考にするものがあれば、ほかの地域のごときは、こういうことやっているよと、そういうふうな交流みたいな、そういう場とか、会議の場とか、そういうものも必要かなと思うのですけれども、それもされておるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

(健康福祉部長) 各地域に平成16年からお願いしている状況の中で、特色ということなのですが、川里地域なんかですと、小学校で開催しております。小学生の5、6年生におばあちゃん、おじいちゃんへのお手紙を読むコーナーとかがあります。そこでおじいちゃん、おばあちゃんたちを喜ばせたりということで、表彰等をして学校協力のもとやっております。また、ほかの地域では、地域の活動団体あるいは他市からも招いたりして、マジックショーであるとか、高齢者の方に楽しんでいただく、ご長寿の方に楽しんでいただく催し物、フラダンス等も含めてやっ

ておりますし、あと天神に先日私も行ってきたのですけれども、やっぱり高齢者の方がとても楽しみにしているのが太鼓だったりとかで、わざわざ太鼓の団体を他市から招いてやったりしておりました。天神でいうと、自治会がすごく結束力がなくて、若い自治会の役員の方とかも駐車場整備から皆さん協力してすごくいい催しができたのだなというふうに私も感じたのですが、さまざま、全部にちょっと顔を出しているわけではないので、どこにどんな特色があるかというのは捉えておりませんが、参加した中ではそういったところが感じた感想でございます。

以上です。

（金子）今ちょっとお聞きしたのは、何か聞くところによると、健康寿命等も鴻巣市は埼玉県で男性が一番なのですよね。男性元気なのですよね。女性はそれ以上に元気ということですが、それでも県内9番ですか、というふうな位置づけということでございますので、敬老会ということで、健康寿命イコール敬老会にも結びつくと思うのですけれども、寿命を延ばすためにもいろいろやっぱり活性化にはなると思うのですけれども、今後の見通しまではいかないのですけれども、何か改善点とか、敬老会の方向性ということでちょっとまとめていただければと思うのですけれども。

（健康福祉部長）敬老会に関しましては、さまざまな地域の課題というのが出てきて、耳にはしているのですけれども、まだ具体的にどうこうしてほしいという話は出ておりません。ただ、先ほどから話も出ておりますが、実施する側の高齢化というのが一番の問題になっておりますし、あと人数がふえて会場が確保できないという話も聞いております。お祝いする気持ちというのはやはり地域の方々皆さんありますので、何らかの形でお祝いはしていくことにはなると思いますが、皆さんの意見を聞きながら、実施者側の意見を聞きながら、今後どういった形がいいのかということをもとめていって、これから検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

（金子）次です。181ページの真ん中あたりですけれども、母子家庭等対

策総合支援事業ということで、この中でひとり親家庭とかの学習支援ということがございましたけれども、その学習支援の成果、平成30年度についてわかる範囲でお聞きしたいと思います。

（子育て支援課長）子どもの生活学習支援の効果ということでございますが……

（金子）成果。

（子育て支援課長）成果ということでございますが、数値ということであれば進路実績という形でちょっとお示しさせていただきたいのですけれども、ひとり親家庭につきましては12名、学習支援で出席したひとり親家庭につきましては12名の方が対象者でおられまして、8名が全日制の高校に行きました。2人が定時制に行きました。1人が通信制に行きました。1人は未定というところで3月31日時点の記録では残っております。

以上でございます。

（金子）そういうふうな事業ということで成果が出たということで理解できました。

次に、303ページです。スポーツ健康課の1番、上谷総合公園内スポーツ施設管理運営事業に関連することと思うのですけれども、ここの中の野球場の関係なのですけれども、中でやはりスコアボードあります。ちょっとこれ聞いたことあるのですけれども、何かあそこが夏とか冬とか手作業でボードを順番とかやって、それが今はもう機械化してなっていると。言ってみれば夏の暑いこの時期にあの中に入ってスコアボードを打席順とか、あと点数とか、そういうものをやっているのはもう時代おくれというか、やっぱり改善すべきことがあるのではないかなと思うのですけれども、これ運営事業の中に入っているかどうかちょっとわかりませんが、そういう改善点が、あれ何かするとすごく何千万もかかるのですよね。それを何かネーミング、どこか企業か何かスポンサー化してやってもらってもいいかなというのも一つの方法かなと思うのですけれども、そういう点は頭に入れていらっしゃるのかどうか。

この平成30年の結果としては、これには入っていないのですけれども、こ

れも今後になってしまいますけれども、やはり実は、実はというか、8月のときに身障者のほうの大会ございまして、そのときに私も行ったときに35度ぐらいですか、五、六度の中でやっていたと。ですから、当然スコアボードは使えません。そういう状況でしたので、あれがやっぱりあると選手の人たちも自分の名前上げて点数やって、やっぱりそういういい思い出にもなるのかなと思うのですけれども、そういうものも含めて、ちょっとまとまりがないのですけれども、改善すべきことがあるのではないかと思うのですけれども、そういう課題について認識されているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

(スポーツ課長) ただいまの委員のご質問なのですけれども、確かにスポーツ課としましてもフラワースタジアムにつきましてはスコアボード、電光掲示板及び3塁側のフェンスネットということで、あと私のほうも何回か行かせていただきまして、放送設備ということで利用者、またはスポーツ少年団の野球連盟のほうからも相談はいただいております。しかしながら、やはり毎回毎回このような相談をいただきまして、検討等はさせていただいておりますが、なかなか金額等も勘案しますとかなり高額なものになってしまいますので、その辺も含めてスポンサー企業等が何かお手伝いできるということがあれば、そういうお話にも乗りたいというふうには考えておるところではございますが、今の現状ですと市としましてもその辺利用者からのそのような要望ございまして、今後についてもその辺は財政担当のほうとよく協議をしながら、よりよいスポーツ環境をつくっていただけるような立場で考えております。

以上です。

(金子) それでは最後に、333ページ、橋本委員からもお話ありましたけれども、中学校の海外派遣事業ということで、派遣につきまして今オーストラリアと、ほかの国もよろしいのではないかなというふうな話もございましたけれども、例えば中学校、海外ではなくても、やはり子どもの親御さんの負担が1人8万円ということで、負担なしでも行ける国内はどうなのだというところで、国内で英語ということになると大学とか、

そういうふうな語学の専門の大学とかもありますし、そういうところを派遣というのではないですけれども、研修とかそういう体験とか、それでもやはり異文化に触れるとかいい点が出てくるのかなと思うのですけれども。よく聞くところは、秋田あたりの国際何とか大学とかすごく何か人気ありますよね。それで、レベルも高くなっていると。やっぱり英語とか異文化とか語学力を中心に考えておられるということですので、そういうところで学習するのも一つの方法かなと思うのですけれども、そういう点も含めてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、どうお考えなのか。

(学校支援課長) 今のご質問ですけれども、海外派遣につきましては、もう始まって25回目を迎えて長年非常にいい成果を上げているわけですが、大変やはりこの25回やっている中で生徒が非常にいい経験をして帰ってきています。語学だけではなくて、外国の文化、習慣等、そういうものまでもしっかりと学んできて、それを帰国後中学校のほうで、また今後の人生の中で生かしているというのは大変いい成果を上げておりますので、これについてはぜひ継続していきたいというふうに考えています。また、委員からおっしゃったように、国内につきましては、今後こちらにつきましては参考とさせていただきます、いきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時35分)



(開議 午前11時35分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) それでは、183ページなのですけれども、病児保育事業というのがありますよね。この実績と、それから期間、どのくらい利用できるのか。例えば病気というのは、きょう、急に治りましたということではないと思うのですよね。よく病児保育、病児後保育というふうなところもあるようですが、その辺のところちょっとお聞かせ願います。

(保育課長) まず、実績につきましては、平成30年度219名の方がご利用しております。利用期間なのですけれども、1回につき7日を限度として継続して利用することができるということになっておりますので、利用される方については7日間までの予約を入れている方もいらっしゃいます。

以上です。

(頓所) わかりました。

それでは、次の下の保育ステーション事業、これも新規事業だと思うので、利用率であるとか保護者様のよかったとかいろいろなご意見あると思うのですが、その辺のところをお聞かせください。

(保育課長) まず、平成30年度につきましては、今年度実施するに当たっての施設整備となっておりますので、実績としてはございません。

(頓所) 今年度するから。

(保育課長) はい。

(頓所) 227ページの地域医療体制整備基金積立金について、平成30年度約5,000万円を基金に積み立てて合計4億円ぐらいになるのだと思うのですがけれども、この基金の積み立てって要綱もあったと思います。当初総合病院誘致のために過大な資金が必要だということで積み立てていかれたというふうに記憶しているのですが、今後地域医療体制整備基金の具体的な用途というの考えられているのでしょうか。地域医療ということで、全体的な細かいことに対してのものなのか、何か目標があるのか。あとは、金額的にどのくらいまで積み立てていって、地域医療のためにどのように使っていく考えがあるのかお伺いします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) まず、地域医療体制整備基金積立金でございますが、平成30年度末の残高といたしまして、4億546万7,998円というふうになっております。こちらにつきましては、要綱はまだこれからというところがございます。昨年度、県央医療地区におきまして病院の公募がございました。しかしながら、3病院、計画を提出されましたが、本市の医療課題としております救急医療と、あと小児の医療救急医療、それとあと分娩ができる産婦人科ということで、本市の課

題とする医療機関の手挙げが昨年度ございました。そういった中で特別に多額の積み増しを昨年度は行っていないわけなのですけれども、基金の目的といたしましては、目標額といたしましては今後もし誘致に手挙げをしてきた病院がありましたら、交渉の際の上限の金額というのが公開されることによって交渉に支障を生じるおそれ等がありますので、今のところ目標額というのは設定はしておりません。積立金につきましては、事業に影響を及ぼさない範囲内におきまして、市全体の財政状況を踏まえまして、予算の中で検討してまいりたいと予定しております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 40 分)



(開議 午後零時 58 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

(障がい福祉課長) 先ほど午前中ですがけれども、加藤委員より手話の件についてご質問いただいた件についてお答えいたします。

講習会での人数と、それと回数と講師の数、それを申し上げます。最初に、入門課程、これが21回、講師の数が3人でございます。続いて、基礎の基礎課程ですがけれども、これが24回、講師が2人でございます。手話通訳Ⅰ課程というのがございます。これが36回、講師が6人。続きまして、手話通訳Ⅱ課程、これが32回、講師が4名。最後になりますけれども、手話通訳のⅢ課程、これが11回、講師が3名。

以上でございます。

(諏訪) 済みません。先ほどちょっと全部質問できなかったものですから、申しわけありません。

183ページの保育でございます。上の段のほうの家庭保育室等の運営支援、こちらの予算額が35万7,000円なのですが、決算が2万7,600円と。同様にいきいき子育ての事業ですが、こちらの予算額の3,840万円が決算で2,680万円ということなのですが、この執行残というのでしょうか、こ

の理由をお伺いいたします。

（保育課長）まず、家庭保育室等の運営支援事業なのですけれども、こちらのほう予算といたしましては2人分の予算を計上しておりました。実際に1名の方の利用だったのですけれども、それも3カ月のみの利用だったので、このような形になっております。それと、いきいき子育て支援事業のほうの執行残については、この内容なのですけれども、職員の処遇改善費と障がい児保育対策ということで予算を計上しておりましたけれども、障がい児の保育対策のほうの実績が12名ということの利用だったので、その分の残額となります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、ただいまのいきいき子育てのほうは障がい児の見込みが実際には少なかったということですね。

（保育課長）はい。

（諏訪）同じく183ページでございます。保育ステーション事業なのですが、先ほど別の委員が質問されて、今年度からの事業だということで、利用されている方の人数はまだ確定もしていないということですので、それ以上のことはお聞きできないのですが、実際この923万2,000円、こちらはこういったことに、これを読むだけではちょっとよく理解ができませんので、こういったものに具体的に支出したのか伺います。

（保育課長）こちらの923万2,000円なのですけれども、こちらにつきましては施設の改修費となります。

以上です。

（諏訪）施設の改修費なのですが、エルミこうのすの別館で開設をしています。この923万円というのは非常に高額だなと思うのですが、具体的に何をどのように。例えばお部屋の中の内装を変えたとか、そういったことなのかを確認したいと思います。

（保育課長）お部屋の改造ということになってきますけれども、要はもともと何もなくて今回小規模保育施設と保育ステーションを設置いたしましたので、保育ステーションのお部屋の改修であったりとか、あとは備品購入ということになってきます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、185ページです。中段の同じく保育所費庶務事業のところなのですが、こちらのほうの賃金、臨時職員の賃金1億9,763万6,236円なのですが、この臨時職員の人数を伺います。

（保育課長）臨時職員さんの人数になりますけれども、1年間……済みません、まずフルタイム、延べになるのですけれども、835名、週3日の職員が延べで287名、それから延長保育士延べ370名、看護師延べ33名、運転手延べで24名で、小計1,549名となっております。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、正規職員の人数をお願いいたします。

（保育課長）正規職員のほうなのですけれども、保育士が延べで911名、看護師が延べ12名、再任用職員が延べ12名、育児休業職員が77名、合計で1,012名となっております。

以上です。

（諏訪）221ページです。こちらは、本会議場でも別の議員も質問していましたがけれども、生活保護の扶助事業でございます。今当市においては、生活保護の受給されている方が実際何ケースありますか。

（福祉課長）平成31年3月の数字になりますが、世帯数は654、人数は834人です。

以上です。

（諏訪）ケースワーカーと査察員でしたっけ、の数もお願いいたします。

（福祉課長）査察指導員は1名です。ケースワーカーは8名です。職員は9名張りついておりますが、ケースワーカー今実際には育児休暇で休んでいますので、8名というふうになっております。

（諏訪）済みません、この人数ですと、査察指導員というのは2名配置しなければならないという規定はありませんか。

（福祉課長）査察指導員については、7名を超えたときには1人追加ということになっているのですが、県の監査においてその辺は指摘はされていません。また、7人に対して1人なので、14人になったときには2人にはならなくていけないと思いますので、今の時点ではまだ1人でも

オーケーということになっております。

以上です。

（諏訪） 済みません、1人のケースワーカーの方の担当している人数、世帯数をお願いいたします。

（福祉課長） 先ほどの4月の時点で1人81ケースになっております。以上です。

（諏訪） そしたら227ページです。先ほども別の委員が質問されていましたが、地域医療体制整備基金の積立金、今回前年度積み立てたのが5,000万少しで、実際には現在残高が4億5,000万円を超えているということなのですが、これについて私もしましたけれども、いわゆる使い道、検討をするというふうに一般質問では回答を得ていると思っているのですが、検討したのはどういったことを検討したのかを確認したいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） こちらの条例では、地域医療体制の整備に要する経費の財源に充てるために設置したということなのですが、まず第一に総合病院を鴻巣市にというのは第一なのですが、それ以外でも地域医療体制の課題等がありましたら、それについて十分に検討した上で、果たして使えるものかどうかというのを検討していくというような形でやってまいりました。

以上でございます。

（諏訪） 地域医療体制で課題があれば、そういったところにも、という今のご答弁でしたけれども、課題はないでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） やはりこの埼玉県全体にも言えますけれども、医師数、また病院の数、病床も少ないということですので、この鴻巣市に限らず、また県央地域での課題というのものもあるかと思えます。そういったところも含めて検討しているところでございます。

（諏訪） 医師数不足しているというところですが、お医者さんを誘致、要するに呼び込むというようなことに使うというようなことはお考えにはなっていないでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） やはり本市の医療課題としており

ます2次救急ですとか、あとは小児救急、特にお子さんが入院できるような施設を持ったお医者様ですとか、あとは分娩ができる医療施設が今市内に1つのみとなっておりますので、またそういったところで本市に病院をというようなところがございましたら、そのときは検討していくということになるかと思っております。

(諏訪) 245ページです。下のほうの段の新生児訪問指導事業でございます。これは新生児ですので、生まれて1カ月以内のお子さんだと思いますけれども、今は社会的にもう本当に虐待が大きな問題だと思います。特に出産後お母さんというのは結構身体的にも精神的にもいろいろと困難抱えたりしますし、この訪問がすごく大事だと思うのですけれども、本市において新生児訪問、的確に行われた結果でしょうか、この結果が。

(子育て支援課長) 的確に行われた結果ということなのですが、数字とか、そういうことですか。

(はいの声あり)

(子育て支援課長) 的確に行っております。

(何事か声あり)

(子育て支援課長) 済みません。新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業ということで、生後4カ月の赤ちゃんも訪問して子育て情報の提供と母子の健康不安、特に産後の後の不安、母親の不安というのがありますので、そこの部分について傾聴したりとかしているところでございます。以上でございます。

(諏訪) 今新生児、1カ月と4カ月と行っているということなのですが、ここで例えば訪問できなかったとか拒否されたとか、そういった件数というのはありますか。

(子育て支援課長) 新生児訪問で乳児、ゼロ歳から3カ月ぐらいの訪問をしまして、次のとりでとしてこんにちは赤ちゃん訪問、4カ月になるのでございますけれども、そこで訪問できなかったのが40件ほどございました。その中の内訳としまして、拒否が16人、連絡がとれない19人、里帰り、転出などが5人でございます。

以上でございます。

(諏訪) 最後で、申しわけありません。拒否をされた方が16人いらっしゃるということがちょっと驚きですけれども、後追いでこういったところは何かケアがありますでしょうか。

(子育て支援課長) まず、拒否の理由なのですけれども、こちらも聞き取りはしております、例えば3人目だからという理由もありました。あと困っていることがない。あと不審がられてというところもあったのですけれども、いうところがございました。それで、その後のフォローなのですけれども、次に4カ月健診という大きなものがございますので、そこで訪問できていない家についてきっちりフォローをします。理由とか家庭状況を確認をするというところがございます。

(諏訪) では、ちょっと確認です。そうしますと、本市で生まれた赤ちゃんたちは4カ月の訪問までは一応全て聞き取りや指導ができていますというふうに思ってよろしいでしょうか。

(子育て支援課長) はい、そのように思っております。

(加藤) では、済みません、何点かまだしていないところ。まず、1点目が先ほどの183ページのところの保育ステーションの関係なのですけれども、これは準備のためのということなのですが、これは施設改修費というふうなことでの補助金ということなのですが、それは市で準備をしてそこでやってもらうというふうなことではなくて、これは最初からどこどこでこれをやってくれるというところで相手が決まった中で、そこに補助金として改修するのにこのぐらいの費用がかかるということの計算の中で補助金という形なのですか。一応施設というか、建物自体は市のほうで取得しているのですでしたっけ。その辺。

(保育課長) 今回の保育ステーションの場所なのですけれども、民間の事業者さんが小規模保育施設をつくる場所に合わせて保育ステーションをお願いするという形になっておりますので、市が借り上げた施設ではございません。民間事業者が借り上げている施設となります。以上です。

(加藤) これは決算なので、その準備のための補助金ということを出しているわけですね。

では、ちょっと今現在、今年度から始まったわけですがけれども、今年度は何人の利用があるのですか。

（保育課長）まず、登録者についてはちょっとまだ動きがあるものから、あれなのですけれども、もともとそのステーションやるに当たって、そのニーズ的なものからして駅を利用している保護者の方の割合が公立保育所のみで19.7%。それから、兄弟別々の保育所に通っている家庭数が25家庭。ごめんなさい、平成30年8月現在なのですけれども、25家庭。それから、送迎が困難でファミリーサポートを使っている方というのも17家庭とかおりました。ですので、ちょっと利用者多くなるだろうという見込みで想定しておりましたので、対象児童の条件をかなりちょっと厳しく設定させていただいていたのです。ですので、4月というか、今現在の登録者数としては少しではあるのですけれども、今ちょっと利用者にアンケート等を取りまして、事業のちょっと内容の変更等にかけております。ですので、登録者が今またふえているような状況にあります。

以上です。

（加藤）せっかく始めた事業ですので、やはり中には動物を預けるのではないから、必要ないみたいな意見の方もいらっしゃるでしょうけれども、私はやっぱり本当にお勤めする中でこっちの保育所に預けて、また電車に乗っていくというふうなことでなくて、一時そこで預かっただいてやれるということとはとっても便利にしているというか、される方もいらっしゃると思うのです。今までのファミサポとかいろんなことで利用されてとかという、そういう方たちもうまくこの保育ステーションが利用できるような、やはりちゃんと周知的なことって、説明ももちろんしていただけるでしょうけれども、ぜひとも便利に使っていただけるようなことで、行政としてもさらに何か努力できるものがあつたらしていただきたいというふうに思います。質問ではありません。

それから、331ページなのですが、中段から下のところのコミュニティ・スクールの推進事業です。これ昨年度から始めて、30年度からですよ、ちょうど始めて、東小と吹上小学校でというふうなことでやっているわ

けですけれども、この報酬費として17万8,000円ですか、あるわけですが、年何回ぐらいの会議が行われて、今回は評議員会と違って、そこで議題的なことがそのコミュニティ・スクールの中でそれが議決というか、決定できるような、そういう立場が評議員会とは違った、そういうふうなことになるというふうなことですけれども、何かそんなことで実際30年度の中で何回会議が行われたのか、内容的なものが何かそういうもの、具体的なものがあったら教えてください。

（教育部副部長兼学務課長）回数につきましては、今回年5回の予算できめ細やかなということで組んであったのですが、実際は吹上小学校、それから鴻巣東小学校、両方とも3回の実施という形になりました。学校評議員と違いまして、今回学校経営方針を承認していただくというような形になりましたので、基本的には学校経営のほうの説明を校長のほうからして、委員さんのほうにそれを承認をしていただくということで進めていったものでございます。

以上でございます。

（加藤）そういうやっぱりコミュニティ・スクールの中で承認をしていかなければならない学校行事的なことなのか、運営的なことかわからないのですが、そういう内容というのは具体的にどんなことがあるのですか。その3回の中で何か承認されたことの内容がわかりましたら、教えてくださいけれども。

（教育部副部長兼学務課長）主に4月、年度当初のところで学校経営の方針を校長のほうで立てますので、大きな学校経営の重要な柱となるものについてそのような内容でよいかどうか。当然ながらその中で、委員さんの中でその行事、学校の中で行われている行事であるとか、そういうものが当然議題、議題というか、意見として出されれば、それについてその都度行っていくと。2回目につきましては、その状況の進捗状況であるとか、経営方針も状況によって変更することもあり得ますので、その辺の確認。そして、年度末におきましては当然ながらその経営についての見直しというか、今まで行ってきたものについてどうであったかというところの報告の中で了解をいただくというような流れになってお

ります。

以上でございます。

（加藤）339ページに行きます。ちょうど中段のところの人権教育の関係でいじめ問題調査委員会ですけれども、これ調査委員会にかけられていた案件が30年度にあったかと思うのですが、その内容というのは別に誰がどうでなくてその案件に関して結論というか、無事終了したのかどうかをお聞かせください。

（学校支援課長）昨年度2件のいじめ事案について調査委員会で調査を行いました。2件とも調査を終了し、報告書を作成し、提出しております。

以上です。

（加藤）では、全然その調査委員会にかける具体的なものというのは今現在はないという理解でよろしいですか。

（学校支援課長）はい、昨年度分については全て終了しております。今現在につきましてはございません。

（加藤）最後になります。363ページの、済みません、これ決算のことではないのですが、下のほうの須田剋太展の開催、これ30年の報告なのですが、今年度も10月の26日から始まるというふうなことで、今回は金田さんというふうなコレクションか何かの内容でということなのですが、この金田さんという方はどちらにお住まいでどのぐらいのコレクションというあれを持っていらっしゃるのですか。決算ではなくて済みませんですけれども。

（生涯学習課長）この方は、金田さんという方で須田剋太さんの専属の額縁を制作していた方ということです。お住まいについては、ちょっと申しわけないのですが、こちらでは把握していませんが、その方のコレクション、金田コレクションということでそれを今回の10月26日土曜日から11月2日の土曜日にかけて吹上生涯学習センターで展示させていただくこととなっております。

以上でございます。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪)では、2018年度の会計の決算で反対討論を申し上げます。

保育の事業は、国がいろいろな施策、待機児童をなくすというのが一番の目的だったと思うのですが、これに基づいてさまざまな形態の保育事業がもう既に走っております。先ほども公立保育所の職員のバランス伺いましたけれども、フルタイムで働いている正規の職員がおります。フルタイムですから、当然正規の職員にすべきだと私は思います。やはり保育の質を高めるというところでは、正規職員できちんと研修も行いながら、処遇もきちんとしたもので雇用するのが本来の姿だと思いますし、半数以上が今非正規、臨時職員だということが新たにわかりました。未来の鴻巣市担っていくと思われる子どもたちが、やはり保育の質が落ちるであろうと思われるところで保育がされているという現状は、これはやはりきちんと行政としては見ていかなければならないと思いますし、まず第一に自治体は民間に本来なら先駆けて今の非正規、正規で働く人たちの改善に努めなければならないと思います。そういった意味でも正規職員できちんと雇用を行いながら保育の質を高めてもらいたいというのが一番の理由でございます。

あともう一つは、先ほども生活保護の体制ですけれども、今本当に困窮されている方が多いのです。私のようなところにも相談があります。本当にあす食べるものがないという方もいらっしゃって、実際に社会福祉協議会にフードバンクのお願いに行ったりするのですが、そこでまた、あなたあと1週間幾らで生活ができるわよねという、持っているお金幾らとはじき出されると、なかなかフードバンクも利用できないというような状況が生まれています。そういった中で福祉課にやはり相談に来るというのは、敷居がなかなか高いということもあります。そのような中で職員体制、先ほどは県の監査では査察指導員が1名でも何も言われていないということなのですが、そういう問題ではなくてやはりきちんと法に基づいた職員体制で一人一人が無理のない相談ができるような体制にすべきだと私は思います。

あともう一点は、地域医療の整備の基金でございます。もう4年でしょうか、4億を超えた額があるということなのですが、この間、県の整備の計画が出されています。ですが、なかなか進まないです。というのは、病院そのものがもうこれは国のほうでなかなかつくらないという、病床を減らしていくという、そこに逆行して、では埼玉県だけ幾ら病院が少ないから、お医者さん少ないからと逆行していろんな施策ができるかというとなかなか難しいと思います。もちろん病院をつくっていくという大きな大義がありますけれども、整備基金、もしもできなかった場合のこと、今どうするのかということをもっと具体的に検討していただきたいと思います。

以上をもって反対討論とします。

(委員長) 賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 平成30年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時30分)



(開議 午後1時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございますか。

(諏訪) 先ほど歳出のほうでシステム改修、介護報酬の引き上げが決まっているということによろしいのでしょうか。済みません。

(介護保険課長) ことしの10月から処遇改善加算のさらなる新規追加という形で介護の……役職ちょっと忘れてしまいましたが、ベテランの介護職員に対して年間440万円の収入または、最低額8万円以上を引き上げるというような処遇改善加算が10月から開始されます。それに伴うシステム改修ということになります。

以上です。

(諏訪) ただいまの処遇改善加算ですけれども、要するにある程度長く介護の事業に携わっていた方、職種はどういった職種とかというのがもしわかればと思います。

(何事か声あり)

(諏訪) では、別のところで、済みません。先ほど介護保険の、返還するところで前回年度内に、要するに消費税増税でこのように変わりますよというパンフレットつくられたということで、その分が費用として国が持つということで戻すということなのですが、具体的に金額は幾らなのででしょうか。

(介護保険課長) 6月補正で減額すべきだった金額が72万7,000円になります。

以上です。

先ほどの諏訪委員さんの形ですけれども、加算の対象者ですが、勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円以上の処遇改善または年収が440万円になるような調整というふうに加算の金額を出すということになります。追加でご説明いたしますと、ただその方そのものにお金を出すというだけではなくて、事業所の中での裁量が任されておりまして、それ以外の職員にも2分の1とかいう条件はあるのですけれども、それ以外の介護職員または事務職員にもこのもらった加算を振り分ける

ということは可能というふうになっております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、事業所で介護福祉士が例えば職員のうち10名いた職員で4名がその資格を持っていればこの加算がつくということでしょうか、それとも直接介護福祉士が例えば訪問介護だとかケアワーカーのようなところに仕事を提供していることが条件でしょうか。

（介護保険課長） これは、介護職員の給料という部分になりますので、どのような仕事やっているかではなくて、事務所のほうで職員の給料をアップするためにさまざまな、ケアパスであるとか、それから給料を上げるための条件であるとか、そういうものをつくっていく必要がございます。その体制をさらにハードルを上げた部分になるのですけれども、それをやるとその該当職員分の加算がつけられるという条件になりますので、お仕事ということではないということになります。

以上です。

（諏訪） そうしますと、通常処遇改善加算というのと、要するに利用者さんにもその分が1割ということで余分にかかるのですけれども、利用者さんにはかからない部分と思ってよろしいですか。

（介護保険課長） いえ、加算でございますので、残念ながら利用者さんにも、その方の負担割合1割から3割なのですけれども、その負担割合に応じてお支払いをいただくことになります。

以上です。

（諏訪） そうしますと、事業所加算というようなイメージと捉えてよろしいでしょうか。

（介護保険課長） そうです。事業所への加算というふうに考えていただいて結構です。

以上です。

（加藤） 4ページの債務負担行為のところなのですが、先ほど説明していただいた中で前年度にこれをやらなければいけないというふうなことの中での債務負担行為と、65歳からの介護予防でということで運動とか栄養といった、そういう教室をされるということなのですけれども、これっ

ていろいろな内容的に運動とか栄養って内容が違うではないですか。そうなってくると、この事業所というか、その相手、業者の選定とか、そういうのというのは幾つもの事業者がいて、年間どのぐらいの教室を開催する予定になっているのですか。

（介護保険課長）事業者は、基本的にはこのプログラムを全て実施してほしいということで選定をします。それができる事業者を選考していきます。ただ、市内で13カ所の事業をやるので、1つの事業者では賄い切れない可能性ある。または、違うプログラムを出してほしいというふうに考えておりますので、そこを2地域に分けて業者を2者選考し、一般の方にはどちらでも、どこでも好きなどころへ行って教室を受けていただくというような体制のとり方をしております。

年間、昨年の実績ということでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（介護保険課長）昨年552回の開催でございまして、延べで1万3,635人参加していただきました。

以上です。

（加藤）これをやることによってその効果というか、そういうものというのは、もうこれ初めてではないですよ。新規事業ではなくやっているわけですよ。やはりその効果的なものというのは、何か見えるものというのはあるのですか。

（介護保険課長）事業の実績の検証はしてはおりません。ただ、アンケートは当然とっておりますので、その中では非常に楽しかったとか役に立ったというようなお話は講評で伺っておりますし、年間1万4,000人弱の方が参加していただいておりますので、当課としては非常に介護予防に効果のあるものであると考えております。

以上です。

（加藤）検証してどうと、効果的なものというのなかなか見えるものではないかもしれませんが、そうやってそこに行く、行ってそれがやはりそこでまたお友達もできるかもしれないしということで効果があるというふうに考えた中でやっていくほかもちろんないかなと思うのです

けれども。

もう一点だけ。先ほど交通事故によって、もう事前にそのことがあつての補正だというふうなことですけれども、これは何で介護保険の中からその交通事故の賠償金とかを出されるのかなとちょっと思ったのですが、それは介護の関係の職員さんとの車乗っていたという、そういう雇う者という、そういうことになるのですか。

(介護保険課長) 財政サイドとの協議の中での結論になるのですけれども、介護の長寿いきがい課の職員だったのですが、介護保険の事業の一環で乗っていたときに事故に遭遇したということで、介護保険特別会計の庶務から出す形をとるということで財政当局と話が済んでおります。以上です。

(織田) 介護保険の補正ということで、ここでちょっと聞くことかどうかわからないのですけれども、介護保険料支払っている方、60歳以上の方、鴻巣市で何人いるかわかりますか。特に60歳以上でいいのですけれども。

(介護保険課長) 介護保険を直接いただいているのは、65歳以上の方になります。人数なのですけれども、今度、次に決算のことお話ししようと思ったのですが、決算用のA3の紙のところに介護保険の65歳以上の人数とか、それから各団体の方の人数はそこに載っております。今平成31年3月31日現在で3万4,080人というのが65歳以上の方の人数になっております。

以上です。

(織田) この3万4,000人の中で実際今介護保険を使っている方は何人いるかわかりますか。

(介護保険課長) それもそちらの資料に載っているのですけれども、認定者としては約4,500人ぐらいの数字が出ていたと思います。ただ、やはり認定はとるのであるけれども、保険を使っていらっしゃらないという方というのはやはりおまして、実質的には三千七、八百人が介護保険を使っている方になります。約1割ぐらいは、いつも介護保険を使わない方というふうになっています。

以上です。

（織田）一番聞きたかったところはそこで、介護保険料払っているけれども、全然使っていない方が3,700人……

（介護保険課長）認定をとっている方は四千四、五百人います。ですから、本当に介護保険に縁のない方は、保険料払っている方は約3万人。その認定をとったのですけれども、サービスをまあ、いいやということで使わない方がそのうちの約1割ぐらいいらっしゃるということになります。

以上です。

（織田）その認定とって使わない方、また全く介護保険を使っていない方、こういう方こそ本当に健康長寿の対象になる方たちですよ。例えば介護保険払っていて認定されていれば、部屋の中もバリアフリーにできますし、いろんなサービスを使うことができるのです。ただ、健康でいるから、何もサービスが使えない、払っているばかりという方が結構3万人ぐらいいるわけです。そういう方に対して、例えばほかの市では年に1回本当サランラップとか消耗品なのですけれども、手ぬぐいとか、そういうものを市から送ってくる市があるのです。そうすると、あっ、介護保険使わないで健康にいられたから、保険料払っているけれども、健康でいたから、さらに健康でいようという何か意識になるではないですか。でも、そうではないと介護保険払っているけれども、元気で病気になるから、これは介護保険とってそういう方のためにみんなで支払っている保険ではあるのですけれども、自分が使わないで終わってしまうのかなというよりは、健康で頑張っているねという何かご褒美みたいなものを鴻巣市でもその3万人の方に、本当にちょっとしたものでいいのですけれども、来年度の予算に入れるとか、将来的にそういうこと考えていらっしゃるかどうかをちょっと聞きたいなと思いました。

（介護保険課長）織田委員さんが今お話をしたとおり、介護保険というのは保険でございまして、共助の精神で成り立っているものでございます。助け合いですので、使っていない方に関して何かしらというのは正直な話、保険料へのはね返りも絶対ございますので、事務方としては考

えておりません。やはり預かったお金、保険料でその分介護予防事業、地域支援事業というのは介護予防事業になります。そちらでの事業展開で、なおかつ65歳以上の方に積極的に参加していただきたい。今のような、先ほどご説明した一般介護予防事業であるとか、そういうものをもっとふやしていく形で還元をしたいと考えておりますので、品物での謝礼ということは考えておりません。

以上です。

（織田）多分そういうお答えだろうなと思っていました。私の友人もそちらの健康体操とかのスタッフで頑張っていますので、そうやって出てくる方はいいのですけれども、でも何か人と会うのが嫌とか人間関係がうまくいかないとか、家にいてのんびりしているほうがいいという方もいるわけです。全ての方が健康体操とかいろんな趣味の集まりとか市で催していただいている介護保険事業に出てくるとは限らないわけなので、そういう方たちにも健康でいてよかったねとお手紙1枚でもいいと思うのです。その気持ち、例えば頑張ってくれているね、あなたの保険料でほかの人が助かっているよぐらいの、何かそういった周知というのでしょうか、お礼状まではいかないのですけれども、介護保険でこういう事業やっていますよという報告の中に一言そういうものを入れていただくと、どうしても品物でやらないという方針であれば、何かしら頑張っていることに対してのお礼、お礼というとおかしいですよ。使ってもらわないで払ってもらえばいいわけですから、そうすればうまく回るわけですから。ということは、払ってもらって使っていない人というのはすごくありがたいわけです。何かしらそういう気持ちのあらわれみたいなものを今後考えていただけないでしょうか。

（介護保険課長）即答ちょっとできませんけれども、貴重なご意見ですので、何かしら、もし出せるようであればちょっと考えていきたいとは思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) 3年に1度の介護保険の見直しということで初年度ということをございますけれども、まず介護保険料です。こちらのほうが前年度に比較いたしますと、5.1%上がっています。なのですけれども、この昨年度と65歳以上の方の人数ですか、人数としてはどういった比較になっていますでしょうか。

(介護保険課長) 29年度末の人数になりますが、3万3,300人ちょうどでございます。平成30年度末が先ほどご説明しました3万4,080人でございます。保険料ですが、先ほどご説明してまいりましたとおり、平成30年度は保険料の上昇した初年度になります。第6期の介護保険料が基準額で月額4,690円、それが月額4,800円に上がりました。その上昇分と、それから高齢者の人数の上昇分で介護保険料の収納額としては5.1%の大きな伸びになっていると考えております。

以上です。

(諏訪) 基準額でほぼ200円弱ですか、140円上がって、そして対象者が、人数がふえているということで5.1%なのですが、9,800万以上の大きな伸びということでございます。私は、介護保険料減額してほしいという思いでおりまして、その前に基金が大きく伸びていましたので、そこが保険料の軽減のために使用してもらいたいというふうに思っておりましたけれども、残念ながら若干上がっているということです。それで、大きく収入の面では上がっております。そして、実際に、では利用された方がどうなのかなというところを見ますと、利用されている方はやはりちょっと伸びてはいるけれども、実際にはいわゆる黒字と言っていいわけですね、収支の段階では。給付、実際にかかったものと保険料、収入と支出の分では実際には黒字だったというふうに判断してよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 決算上の歳入歳出の差し引きでは繰越金が生じているのですけれども、事、保険料、65歳以上の方だけのことを考えますと、平成30年度に介護保険準備基金繰入金で9,700万、準備基金の繰り入れを行いました。今回の補正予算で6,500万だったかな、基金に積み立てをしております。ということは、差し引きで3,200万円弱の赤字という形になっているのです。これが保険料に係る部分では、現実の話ですので、保険料の上昇を抑制した分、保険準備基金からの繰り入れが生じているというふうに考えております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、トータルで見ると実際には保険料を若干上げたけれども、実際にそのサービスを使っているボリュームがふえたということで繰入金や基金を取り崩しての現在ということで、実際には3,200万の、要するに赤字ということになるのでしょうか、30年度に限って申しますと。

(介護保険課長) 赤字という表現は非常に難しいのですけれども、先ほどの話に戻りますと、ことし第7期で4,800円の保険料に抑えるために準備基金を平成30年、令和元年、令和2年で5億2,500万取り崩す予定でつくっております。ですので、今の予測では令和2年度末には基金は1億

円程度しか残らないだろうと考えております。つまりそれだけ毎年保険料部分に関するものでは赤字が出るという前提でつくっておりますので、赤字というのではないです。つまり保険料がその保険給付に見合った分だけ65歳以上の方の保険料をいただいていないというふうに考えていただければと思います。

以上です。

（諏訪） そうしますと、去年は新たに総合事業が始まってという、29年度から始まって実績がある程度できたと思いますけれども、歳出ともかかわるのですけれども、主治医意見書などが非常に1番、総務費の介護認定調査費の部分、ここがマイナス25.9%。前年度に比較しますと大きく割り込んでいるなと思うのです。あとはマイナスの部分でいいますと、その全体の調査費ということで実際に総合事業が始まって、いわゆる介護の申請をしないで認定を受けずとも予防のサービスを使うというところで費用が抑えられたということになりますでしょうか。

（介護保険課長） この主治医意見書料に関しましては、その部分というよりは昨年度の制度改正、昨年度というのは実際29年度に影響してくるのですけれども、制度改正で要介護の更新認定を2年から3年に延長できたので、30年度は更新にひっかからなかった方が結構いらっしゃいます。そこで、主治医の意見書料もそこではいただいていないので、この認定審査に関してはそちらの影響のほうが大きいと思います。ただ、委員さんがおっしゃったとおり、要介護の認定をとらずとも基本チェックリストという簡便なチェックリストで、要支援1レベルのデイサービスだとかヘルプなのですけれども、そのサービスは受けられるというふうに制度改正になっておりますので、そういう部分でそちらに流れた方もいらっしゃると思います。

以上です。

（諏訪） そうしますと、更新が2年から3年になったということも大きな要素だということでもございました。そうしますと、サービスの利用の仕方を見ますと、いわゆる総合事業サービスに移行したところでは大きくサービス、給付費のところで変化があったのかと思うのですけれども、

歳出のほうの保険給付費の2番の介護予防サービス等の諸費のところでは、介護予防のサービス給付費が落ちています。マイナス36.3%ですが、実際にはその下の地域支援事業費、3番の介護予防日常生活のところでは、これは102%、2倍になったということでもよろしいのでしょうか。実際には金額的には8,700万がふえて、介護予防サービスのほうが5,400万のマイナスということをごさいますけれども、そのまま予防のサービスが総合事業のサービスに移行したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 諏訪委員さんのおっしゃるとおりで、この介護予防サービスで減った1番の介護予防サービス給付費と2番の地域密着型介護予防サービス給付費、合わせて5,700万。それに対して、この地域支援事業の1番の介護予防のほうで7,500万ふえております。差し引きで1,800万弱ふえているのですけれども、これがつまり利用がこの部分で伸びているというふうにこちらでは考えております。

以上です。

(諏訪) 先ほどの債務負担行為のほうの補正のところでもありましたけれども、一般介護予防事業、はつらつ健康スタジオだとかサロン、あとは体操、そういったところが実際にはマイナスの伸びなのですけれども、ここはどういう理由で前年度より伸びていないかということなのですが。

(介護保険課長) こちらに関しましては、平成29年度まではこのはつらつ健康スタジオと言われるもの、市内の1事業者に委託しておりました。委託を受けていたのですけれども、平成30年度は入札を執行し、2事業者で、先ほど説明しましたとおり、地域を分けて実施をしたところ、端的に言うと落札額が非常に落ちたということで、1事業者でやっていたときよりもサービスというか、事業の質が上がり、費用が抑えられたというのが正解なところをごさいます。

以上です。

(諏訪) このはつらつ健康スタジオなどの体操というのは私も実際に拝見させていただいて、割とお元気な方がいらっしゃっているのです、とて

も楽しそうにやっているなという雰囲気は感じたのですが、実際にサービスを提供する事業者としてはやはり大変だろうなというのがあるのです。といいますのは、今2事業者が行うということで少しは地域割ができたのかもしれないのですが、1つの事業者がやると鴻巣市全地域を送迎をするという、それも半日で送迎をして体操もするというので結構大変だろうなという、デイサービスの縮小版のような感じを受けまして、ただ利用されている方はとっても楽しみにしている雰囲気は感じられたのですが、そういう大変さも含めて今後この一般介護予防事業はさらに進めていくという考え方でよろしいでしょうか。

(介護保険課長) 国のほうの施策でも地域支援事業のこの部分というのを拡大せよというふうにやっておりますので、ちょっとアイデアがなかなか事業課として見つからない部分は苦しゅうございますが、少なくともものすっこ体操と言われる地域の集まりの場のつくり方、これがまだ市内二十数カ所しかありませんので、これを2倍、3倍にするとか、それからそれ以外にサロンっぽいものの集まりだとか、あとは介護ボランティアをもう少し何とかしたいなというふうに考えておきまして、その費用がここから出ますので、そのような事業展開を少しずつやっていたらなと思っています。

以上です。

(諏訪) そうしますと、ちょっと最後になりますが、介護保険料の滞納されている方が結構いらっしゃるのではないかなと思っていますのですが、数字的には実際には下がっているようにも思えるのですが、滞納者に対するアプローチというのはどんなふうに行われているのでしょうか。実際に滞納されていらっしゃると、サービスを使う段階でいろいろペナルティーが加えられるかと思うのですが。

(介護保険課長) 委員さんのおっしゃるとおり、介護保険の場合は保険料の滞納がある程度たまってしまいますと、実際にサービス使うときにペナルティーというか、自己負担がはね上がるというような制度設計になっております。ですので、こちらといたしましてはできる限り滞納を減らせというか、お支払いいただけるようにさまざまな督促、通知、そ

れから臨宅もやってアプローチをしております。ただ、どうしても払っていただけない。しかも、お金がある方に関しましては差し押さえ等の実施も昨年、一昨年からやっておりますので、その両方等、差し押さえという話、それから納付相談も含めた納付を促すという手続、両方で進めていきたいと思っています。

以上です。

（諏訪）ただいま差し押さえもありということでございますけれども、実際には不納欠損の額としては少しずつ下がっているのかなと思いますが、やはり払えないという方どうしたらいいのでしょうか。そこを伺います。

（介護保険課長）ご存じのとおり介護保険制度、介護保険料の納付というのは、原則は年金からの天引きになります。滞納されている方の、感覚的な話になるのですが、六、七割は介護保険が最初に65歳になって制度に加入するときには、どうしても年金天引きはスタートしないので、納付書払いになるのです。ここの部分に関しての収納率は、残念ながら非常に悪うございます。ここをどうにかすればというところが1点。それから、本当に保険料、歴年で滞納している方というのは年金をもうもらえない方ということになりますので、ここのアプローチに関しては残念ながらもう少し別の方策をするしかないのではないかとというふうに考えております。それは、例えば同じ健康福祉部ですから、介護のほうの話から持っていきなり、実際生活保護になってしまえば介護保険のその給付制限というのはございませんので、そういうようなものを含めながら、それからあとは実際に滞納が物すごい方であったとしても、やはり払えない、サービスを使わなければいけない場合であれば、それなりに我々としても対応しなければいけませんので、その部分は基準を緩めるということとはできませんけれども、何らかの対応で、ある程度のサービスは受けられるような形も少しずつ考えていかなければいけないと思っています。

以上です。

（加藤）介護保険料が4,690円から4,800円になってというふうなことの

中でもうこの介護保険制度が始まって、平成12年からスタートしているわけですね。当時は、大体これ月平均の金額ですね。大体当時3,000円あれば、でももっと少ない自治体もあったし、平均3,000円ぐらいであろうみたいなことでスタートしたと思うのですが、今4,800円というふうなことでやりくりしている中で、それでもなおかついろいろあるわけでしょうけれども、1号被保険者と第2号被保険者もそれぞれいらっしゃるわけですが、やっぱり保険料を上げなければならないという要因というのは、やはり払う人もそれなりに多くはなっているわけですね。でも、やっぱり利用する人たちがふえているということから、保険料のやはり値上げというものが出てくるという理解になるのでしょうか。

（介護保険課長）認定審査の方の認定の数というのと、それほど爆発的にふえてはいないのです。そこがちょっとやっているこっちの事業課としても不思議なのですけれども、四千数百人でずっと推移しているのですけれども、実際の話、先ほど言ったように利用している方もその1割引いたぐらいで変わらないのですが、1個1個のサービスの単価が確実に上がっています。それで、保険給付費が伸びている部分になります。これは、さまざまな要因があるとは思いますが、保険給付のいろいろな単価そのものは上がっておりますし、それからやっぱり使い方も皆さんわかってきているいろいろなサービスの組み合わせをやっていくということで、やはり1人当たりの単価がふえているのではないかというふうに考えています。

以上です。

（加藤）1人当たりの単価がやっぱりそうですね。最初は、もうわからなくてなるべく利用しないほうがいいみたいな、何でそんなところに預けるとか、何かいろんなそんなことがあって、だけれども介護保険払っているのに、家で大変な思いするのではなくてやっぱり預けよう、ではこのサービスも受けようとかいろいろやっている、そういう要素というのがあるのが実態かもしれないのですけれども、本当にこれは相互扶助の中でやはり払う人、いつ誰がこれを使わなければならなくなるかなんていうことは、どこにも絶対使わないなんて保証はないわけですから、

しようがないのですけれども、そういう中でやはり基金もある程度積み立てていって、それで取り崩しをしなければならないときはしていくというふうなことになってしまうのかなというふうに思いますけれども、なるべく本当に予防的なことをやって、それぞれみんな市民の方が意識してやっていかなければなのかなと思うのですけれども、本当そうは言うものの強制して、それも受けてくださいと言ってもなかなかできるものではないので、そうは言ってもやはり何かの折に、行政のほうもそういう元気のうちに予防対策としてやってくださいと。いろいろ事業としてはやっているけれども、市民に対しての啓蒙的なことをもうちょっと強くアピールをするような方法が何かありますでしょうか。

（介護保険課長）委員さんのおっしゃるとおり、今回7期はそういう基金がありましたので、ある程度保険料の上昇を抑えることができましたが、このペースで使ってしまうと8期に関しては基金を取り崩すという余裕があるとはちょっと考えづらい部分になっております。ですので、逆に言うと反動が大きく、保険料アップに出かねないということもありますので、やっぱり介護保険側といたしましては介護予防で、皆さんには保険料はお支払いいただきますが、介護保険を使わないというふうにやっていければと思うので、そのPRとしては先ほど言った体操関係の事業のチラシを配ったりとか、それから出前講座なんかでもいろいろやっておりますので、その中で市民の方たちに介護予防事業の大切さをもう少しアピールしていければと思っております。

以上です。

（加藤）また、あと予防的なことなのですけれども、では実際この市内の中で、名称はわがまちサロンとかということでもそういう予防的な、サロンのことをやっている箇所というのがまず、のすっこ体操だとか、そういうこといろんなこと含めるとなのですけれども、のすっこ体操はまたサロンのものとはちょっと違いますよね。サロンのことをやっている箇所ってどのぐらいあるかわかりますか。

（介護保険課長）市で直接やっているものは6カ所なのです。あとは社協さんのほうのサロンになりますけれども、社協さんのは十幾つぐらい

あるのだよね。ただ、申しわけありません、社協さんのは我々の介護保険とは全然別で動いて、社協さんのほうで手伝っている形になるので、介護保険課でやっているものは6カ所になります。

(何事か声あり)

(介護保険課長) になりますので、ちょっと済みません、数はすぐには出てこない。申しわけありません。

(加藤) 吹上町の当時なのですけれども、もう介護保険のできる以前からサロンのことをやって、もう二十六、七年やっている、今も継続してやっているのです。ところが、今まで、今までというか、最初のころボランティアさんとしてやってくださっていた方がもう80超えたりとかで利用者という形で、その方たちも十数年ボランティアからこの利用者になってやっているのがあるのですけれども、今ボランティアさんがいなくて非常に困っているのです。私もそれにずっと最初からかかわってやってきているのですが、もうやめてしまおうかみたいなことが2度、3度出てきているのです。本当にボランティアさんが自分の家庭の事情でやっぱりボランティアちょっとできないとかで、ではボランティアがいないことにはできない。では、やめるほかないねみたいな話があったりして、でも私はどうしてもやめたくなくて、月2回だったのですけれども、では月1回ぐらいならどうにか協力してもらえかということでも今現在は1回になってしまったのですが、それでもなおかつそのボランティアさんがだんだんいなくて、私も議会のときにその日がちょうど決まっていますから、ぶつかったりして、加藤さんも今月も来ない、来月も来ないのでまたやめてしまおうかみたいな話が出ているのですけれども、私はどうしてもやめたくないと思ってなのですけれども、やっぱり行政としてもそういうボランティアさんの養成的な試行錯誤というか、何かないですか。

(介護保険課長) ボランティアのお話、まさにそのとおりで国も今施策的には65歳以上の元気な方にはそういうもの、そういうものとはあれですけれども、手伝ってもらえということで誘導しようということでもいろいろ考えております。先ほど言いましたが、保険者機能強化推進交付金

というのがあるのですけれども、あの中でも来年からは国の情報では介護ボランティアの養成事業みたいなのがあったら、ポイントでというか、追加でお金を上げるよみたいな話も出てきておりますので、そういうものを活用しながら何らかの形で我々介護保険課としては65歳以上の元気な方はそちらに行っていただく。または、もう一つが生活支援体制整備事業というのがもう一つ展開しているのですけれども、これは地元でやっぱり高齢者が暮らしづらいのを手伝ってもらう、これも一種のボランティアなのですが、そういうものも養成するという事業ももう一つやっております。こちらでもどういう方がやられるかといったら、やはり65歳以上の元気な方かなというふうに想定しておりますので、そういう振り方をしながら人材をもう育てていくしかない。市民の3人に1人が65歳以上というのがもう鴻巣でも見えておりますので、その方たちに手伝っていただく形を介護保険課としては何らかの形で誘導できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

(加藤) なかなか本当にボランティアと一口に言いますが、形式的な中でそういう方を募るということはやっぱり何か難しいかなと思うのです。鴻巣のもともとの鴻巣職員さんなんかもよく、社協なんかもそういうのですけれども、本当に吹上はそういうボランティアが育成されているねみたいな話をいろいろ直接とか間接に聞くのですけれども、何で吹上町当時にそういうボランティアの、人口少なくてこういう人との触れ合いが多かったというせいもあるのかもしれないのですが、やっぱり自然の中でそういうボランティアが育ってきているのです。だから、何かそういう環境、自然の中で形式にお金をどうとかでああとかではなくて、何かそういういい方法はないかなと。

(介護保険課長) やはり何らかのインセンティブみたいなものも必要になってくるだろうと考えています。生きがいとしてこちらは、最初は振っていた部分もあるのです、ボランティアを。でも、生きがいだけではやはりボランティアに積極的に参加してくれるわけではないと考えていくと、インセンティブは必要だろうということもちょっと考えておりま

すので、先ほど言った部分も含めて何とか人材を育てたいと考えています。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 8 分)



(開議 午後 3 時 1 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

(介護保険課長) 先ほどの加藤委員さんのサロンの数なのですが、社協に確認しましたところ、社協が補助金を出しているサロンということで67カ所あるそうです。

以上です。

(織田) この資料の歳出決算のところの1、総務費の介護認定審査会費と介護認定調査費のところちょっとお聞きしたいのですが、介護認定審査会費と、審査会があって多分お医者さんとかそれなりの判断できる方が来てやっぺらっぺらと思うのですが、30年の決算が1,350万ぐらいかかっているのです。これ人数と回数を教えてください。

それから、下もそうです。介護認定調査費だから、調査員さんがいると思うのですが、今2,400万の、多分これ報酬なのかなと思うのですが、何人体制で今介護認定の調査員さんがいるのか。あと回数といっても相手によるので、1カ月に1人何カ所ぐらい行くのか、ちょっとわかったら教えてください。

(何事か声あり)

(織田) 済みません、審査会のほうは右側に書いてありましたので、審査会ではなくて認定調査員のほうを教えてください。

(介護保険課長) 調査員のほうなのですが、今新規の調査に関しましては市のほうで任期付きの市の職員というのを雇用しております。3年の任期の職員なのですが、この職員が5名おりまして、新規

申請はその5名の職員プラス臨時職員を2名雇っております。これも新規申請のものを対象にしているのですけれども、この7名で調査に伺っています。

それから、申請の数という話になってきますと、平成30年の実績で新規というのが1,022点です。全部言っていきます。更新が1,758人、区分変更400人、転入での調査が57人。審査会そのものの回数が出ておりまして、129回開催しております。

以上です。

(織田)ありがとうございます。区分改正になった方が400人ということなのですが、これはよくなされたのではないですよ、重くなされたのですよね。

(介護保険課長)区分申請につきましては、大抵はもっと重い介護度出ないのというのが多いものですから、もっと軽くしてよというのは正直ないです。

以上です。

(委員長)ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございますか。

(諏訪)決算ですけれども、保険者としては本当によくやっているというふうに私は感じます。ですが、やはり国の制度が非常に改悪に次ぐ改悪がされているというところなのですが、一番は国庫の負担が25%です。このままこのパーセンテージでやると給付費が、要するにサービスをたくさん利用する方がふえればふえるほど1号被保険者の保険料が上がるという仕組み、これもう何年か先、先ほどもおっしゃられたように2年後の見直し的时候にはもう基金も取り崩している可能性があるというふうにお話ありましたけれども、このままでは保険料が上がる一方だと思われれます。それに対応するためにはやはり制度そのものを国がよくしていく必要があるとは思っています。そういったところで、申しわけありませ

んが、反対討論とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第97号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり認定されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩します。

(休憩 午後3時16分)



(開議 午後3時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

次に、文教福祉常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。文教福祉常任委員会の視察研修につきましては、日程、令和元年10月7日月曜日から9日水曜日の3日間、視察先、視察項目については池田市、アクティブシニア応援事業について、堺市、ダブルケア(子育てと介護)支援事業について、岐阜市、プログラミング教育推進についてとし、実施したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の視察研修につきましてはただいま申し上げたとおり行うことを決定いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 3 時 1 8 分)